

美濃加茂市民ミュージアム

紀 要

第10集

2011

美濃加茂市民ミュージアム紀要 第10集

目 次

段丘礫層中の下呂石

齊藤 基生 ————— 1

「日本ライン」下りの歴史

可児 光生 ————— 7

「川の思い出」調査の概要と「同 2010」事業の報告

藤村 俊 ————— 17

木曾川渡船に関する研究（二）

村瀬 英彦 ————— 1

段丘礫層中の下呂石

齊藤基生

はじめに

筆者は、美濃加茂市民ミュージアムの設立に向け、その準備段階から考古学の分野について深く関わってきた。そして、この博物館の主要テーマである「川とみちと人」にふさわしい題材として、地元の石器時代を代表する剥片石器の素材である「下呂石」を取り上げることにした。

石器時代人がどのように下呂石を手に入れたか、それを確かめるため、まずは自然物である岩石としての下呂石の分布状況を探ることから始めた。

1991年、岐阜県下呂市湯ヶ峰の露頭から出発し愛知県一宮市木曾川町付近まで、観察可能な飛騨・木曾川の川原を歩きながら、転石状態の下呂石を採集した。また、美濃加茂市下古井町の木曾川の川原で一定の範囲を区切り、数カ月から1年ぐらいの期間を空け、定点採集を行なった。さらには、主に岐阜県内を中心に、遺跡から採集された下呂石の剥片の礫面を観察した結果、角礫と円礫の利用状況を知ることができた。

これらの成果を合わせることで、石器時代人の下呂石の入手法や利用の広がりや、時期差は不十分ながら、具体的に描くことができた(※1)。

これまでは、露頭や現在の川原での下呂石の採集活動を分析対象としてきたが、それ以外の供給源として、机上の論理では段丘礫層や埋没した旧河道からの入手も可能である。

こうした視点から、2004年、美濃加茂市内で砂利採集の申請があった時、何か所かその現場に出かけ、下呂石の採集を試みたことがある。しかし、十分満足できる成果が得られず、その後ほとんど立会をすることもなくなった。

今回、遅ればせながらこれまで放置されてきた成果を報告することになった。情報量は少ない上、内容は当時のままで、鮮度に欠けることを予めお断りしておく。

1 美濃加茂市域の地形

岐阜県美濃加茂市は、岐阜県の南端中央部に位置する。その地形区分は大きく、北部の丘陵地と美濃加茂盆地と呼ばれる平坦面からなる。西北部は長良川水系に属するが、市街地の大部分は飛騨・木曾川水系に属する。

盆地内に発達した河岸段丘は、古木曾川や古飛騨川が運搬した礫層や砂層からできている。侵食と堆積が繰り返されてきた結果、何段もの河岸段丘群が形成されたが、大きく高位、中位、低位の3段に分けられる(図1)。

高位段丘は約30万年前の地層からできており、北部や東部の丘陵裾に添うように広がっている。

中位段丘は約5万年前までにできており、市域では北西部に広がる。この地層の大半は古木曾川が運んだもので、木曾谷層と呼ばれている。御嶽火山の軽石を含む、泥流堆積物がある。

旧来の市街地の大半が乗る低位段丘は、約4万年前以降に形成され、最上面のI面から最下面のV面まで5つに細分されている(※2)。

これは開析の時間差が段差に表れているだけで、基盤となる礫層は同一である。高位に比べ、礫の風化は進んでいない。

2 礫層中下呂石採集地点

1) 美濃加茂市下米田町為岡

採集地点は、市の北東端に近い飛騨川左岸、下呂市湯ヶ峰からはおよそ75kmほど下流にあたる(図2-1)。砂利採取は、低位段丘I面から行なわれた。

砂利採取が終盤を迎えた2004年10月、齊藤・藤村の両名が現場を訪れ、掘り下げられた礫層の法面や底面を観察した(写真1)。

その結果、10点以上の下呂石が得られた。ただし、大部分が崩落した砂利の中からの採集であり、原位置を保っていない。写真2は、唯一法面上位



写真1 礫層断面（南西より北東方向）

で発見した様子だが、自信を持って「しっかり礫層に食い込んでいた」とは言い難い。



写真2 下呂石出土状況（白色マーカー先）

採集された下呂石の大部分は、重機のバケットの爪やキャタピラーによる損傷を受け、その一部を欠いている（写真3）。



写真3 為岡採集下呂石

計測可能な法量は、長径1.7～6.9cm、中径1.4～4.7cm、短径0.9～4.2cm、重さ2.7～144g、比重2.42～2.45である。この数値は当然のことながら、かつて川原歩きで得た、市内御門町や太田本町の法量の幅に収まる。

全体の形状や円磨度も、大差ない。ただし、表面の風化の進み具合は、現河床のものに比べ相当進んでいる。今もなお常に水に揉まれているか、長く土中に埋もれていたかの違いであろう。ただし、風化層の内側はしっかりしており、十分剥片石器の素材になり得る。

2) 美濃加茂市前平町2丁目

採集地点は、JR美濃太田駅西北西約1.5km程に位置する。先の為岡の採集地点と同じ、低位段丘I面に乗る。湯ヶ峰からは82kmほど下流にあたる。砂利採取が終盤を迎えた2004年12月、齊藤・藤村の両名で現場に出かけた。現地地表下2～3mの法面で1点採集したが、ここでも原位置ではない可能性が高い。

法量は、長径3.4cm、中径3.0cm、短径2.2cm、重さ24.1g、比重2.39である。為岡同様、現河床の太田本町付近で採集できる下呂石の偏差のうちに収まる。表面の風化度は、かなり進んでいる。

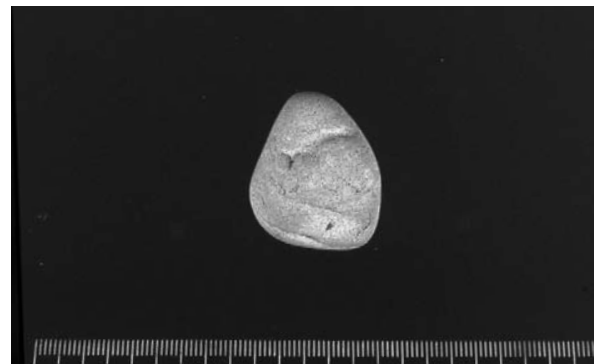


写真4 前平町2丁目採集下呂石

3 愛知県一宮市猫島遺跡

遺跡は愛知県一宮市千秋町、濃尾平野中央部や北東寄り、古木曾川が形成した犬山扇状地の扇端部付近に位置する。

2000年から2001年にかけて、名神高速道路下り線一宮パーキングエリア建設に先立ち、愛知県県教育サービスセンター愛知県埋蔵文化財センターにより発掘された。

石黒立人氏によれば、この時、調査区内で広さ10㎡程、厚さ40～50cmくらいの礫のブロックが検出された。遺跡は青木川（古木曾川の名残川）の流域であり、古木曾川により下呂石の転石が運ばれて来ている可能性があったため、このブロックの礫を精査したところ、長径10cm程の下呂石の転石が1・2点見つかったとのことである。

なお、猫島遺跡における小型剥片石器の素材は、下呂石、チャート、安山岩類が多く、剥片や原石に占める下呂石の割合は80%近くを占める。原石と見られるものが84点出土し、計9284.3gと報告されている（※3）。

4 まとめ

今回は、段丘礫層や旧河道における下呂石の転石のあり方を報告した。紹介事例が少ないので、どこまで普遍化できるか問題は多い。

石器時代と現在の川原で下呂石の採集できる確率が同じ保証はないが、現在でもくり返し何度も丁寧に川原を歩けば、石器作りが可能な大きさの転石は各務原以西の川原でも入手可能である。

川原は、川面に出ている限りそのすべてを見て歩くことができ、相当広い面積が稼げる。ところが、段丘礫層（段丘崖を除く）や埋没河道の礫は、掘り出さない限り直接目には見えない。しかも、露出している川原の面積に匹敵するだけの段丘礫層の断面を確保することや、旧河道を掘り広げることは膨大な労力が必要になる。

安易に現在の川原での採集確率を石器時代に当てはめることはできないが、それでも極めて非効率と言わざるを得ない。

そう考えると、下呂石は露頭や当時の川原に求めるのが順当で、積極的に段丘礫層や旧河道で探したとは考えられない。まったくの偶然でそれらの場所の下呂石を目にしたら、それを使ったかもしれないが、やはり遺跡内で見つかる転石の供給源は、当時の川原と見るべきである。

なお、遺跡から見つかる原石が当時の河床からの持ち込みなのか、あるいは段丘礫層からの採掘なのかは、風化度の差、つまり礫層由来がより風化していることで区別できる。

ところで、湯ヶ峰の噴火に伴う下呂石の噴出年代は、50万年前と12万年前の二つの説がある（※4）。これを手がかりにすれば、下呂石を含む段丘礫層や、旧河道の形成年代の上限を押さえることができる。ちなみに、美濃加茂市域の段丘の形成年代は先に触れたように、高位が30万年前、中位が5万年以前、低位が4万年以降とされている。

今回はいずれも低位段丘の礫層からの採集であり、噴出年代と段丘形成年代との間に矛盾はない。

おわりに

これまで下呂石について、露頭からの川原歩き、現川原での定点採集、遺跡内の剥片類の礫面観察、など触れてきた。今回の礫層からの採集で、下呂石の入手に関する話題は出つくした。

美濃加茂市民ミュージアム藤村 俊学芸員には、いつもながら写真撮影や図版作成、資料や情報の収集にお手を煩わせました。また、愛知県埋蔵文化財センター余合昭彦、一宮市博物館土本典生、同松本 彩の各氏には資料実見に際し御高配賜りました。さらに、（公益法人）愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県埋蔵文化財センター石黒立人氏には猫島遺跡の下呂石が含まれていた礫層に関して、貴重なお話を伺いました。記して、皆様にお礼申し上げます。

（さいとう もとなり 美濃加茂市民ミュージアム専門委員）

注

（※1）齊藤基生「下呂石 —飛騨・木曾川水系における転石のあり方—」『愛知女子短期大学研究 紀要 第26号 人文編』、愛知女子短期大学、愛知県日進市、1993年、pp139-157。

齊藤基生「下呂石の移動」『愛知女子短期大学 研究紀要 第27号 人文編』、愛知女子短期大学、愛知県日進市、1994年、pp113-130。

齊藤基生「下呂石の定点採集」『縄文時代 第5号』、縄文時代研究会、東京、1994年、pp16 7-173。

（※2）美濃加茂市教育委員会社会教育課『台地の生いたち美濃加茂』（美濃加茂ふるさとファイルNo5）、1994年。

(※3) 『猫島遺跡』、財団法人愛知県教育サービスセンター
愛知県埋蔵文化財センター、2003年。

(※4) 原山 智「7. 湯ヶ峰デイサイト」『日本の地質5
中部地方Ⅱ』、日本の地質『中部地方Ⅱ』編集委員会、
共立出版株式会社、東京、1988年、p188。50万年前
前説原著：山田直利・加藤碩一・小野晃司・岩田 修
「北アルプス周辺地域の鮮新世-更新世珪長質火山
岩類のK-Ar年代」、地質調査所月報36、1985年、
pp539-549。12万年前説原著：清水 智・山崎正男・

板谷徹丸「両白-飛騨地域に分布する鮮新-更新世
火山岩のK-Ar年代」『岡山理科大学蒜山研究所研
究報告、14,-36』1988年。

挿図出典

図1 前掲(※2)文献、一部加筆。

図2 1986年、美濃加茂市作成『美濃加茂市全図』1/50000、
一部複製、加筆。

付記 遺跡出土の下呂石転石

現在、美濃加茂市内では旧石器時代から中近世
まで、150か所程の遺跡が知られている。

古墳時代関係が最も多く、全体の半数近くを占
め、縄文時代、その他の時代となる。これらの多
くは低位段丘上の下米田地区にあり、ついで中位
段丘上の加茂野地区、その他の低位段丘となる。

従前はこうした中低位段丘上の遺跡しか知られ
ていなかったが、このところ、高位段丘上や北部
の丘陵にも遺跡が存在することが明らかになった。

今回は、段丘礫層や旧河道に伴う下呂石の転石
について述べてきた。美濃加茂市内をはじめ、岐
阜県や愛知県内の多くの遺跡から下呂石の製品や
剥片類が数多く出土している。中には一片の剥片
も剥いていない転石そのままの状態の下呂石が出
土する例がある。これらの中から、美濃加茂市尾
崎遺跡、同野笹遺跡、愛知県一宮市猫島遺跡出土
の転石を一部写真で示す。



写真5 尾崎遺跡出土下呂石転石



写真6 野笹遺跡出土下呂石転石



写真7 猫島遺跡SD1出土下呂石転石（一宮市博物館 所蔵）

「日本ライン」下りの歴史

可 児 光 生

志賀重昂と木曾川

この地域の木曾川の景観については江戸時代以降、斉藤拙堂など多くの文人によって賞賛されている。紀行文などでも様々に紹介されているが、現在の「日本ライン」の原点は地理学者・志賀重昂の大正初めの木曾川来訪である。

志賀は、大正2年(1913)2月10日(注1)、犬山から舟で太田宿に入り、木曾川河畔の旅館・望川楼に宿泊。翌11日、加茂郡教育会が主催する加茂農林高校での講演後、舟で犬山へ下った。太田・祐泉寺の無庵和尚が同伴した。志賀はその時「わたし(無庵)の話などは、ウンとか、フンとか相づちをうたれるだけで、根っからの上の空で、兩岸の風景ばかりみとれて」(注2)いたという。志賀は、その年7月にふたたび訪問、7月10日、「避暑に対する所見の手紙」(注3,写真6)で「木曾川川岸、犬山は全くライン(萊因河)の風景其儘なりと・・・」と記し「千里江光陵一日還 萊因夕照絶人間 東人漫誦西人句 咫尺無他說犬山」と漢詩を添えてその風景を絶賛した。しかしそれは、流れとしての木曾川の風景を評価したものではなく、「白帝城」のある犬山の木曾川の光景全体をさしてライン川と似ていると言っているだけである。

文中に「日本ライン」という表現もなく(注4)、ここで、いわゆる「日本ライン」と命名しているわけではないが、世界的地理学者としての名声を得ていた志賀が木曾川の風景を高く評価し、広く知らせたことは事実である。このことは、関係する人々にとって、確固たる拠所と大きな権威付けになり、以後「ライン」は地域ブランドとして使われていくこととなる。

志賀の著した『日本風景論』は日清戦争が始まる明治27年(1894)に発刊された。日本固有文化の保存と発揚を主張する志賀の考えは当時の国民主義の台頭と軌を一にしていたため、愛国の書としてベストセラーになった。しかし志賀の考え

た「風景」は、排外的イデオロギーとしての上からのナショナリズムを前提にするものでなく、むしろ欧米のロマン主義に起因し、軽んじられ忘れ去られている風景を取りあげてその重要性を説くものであった(注5)。また、志賀の観点については、「日本風景の根本を水蒸気と火山岩に絞って説こうとしたところ、(中略)これはまさに雪舟がえがこうとした日本の「真景山水」そのものと通底する眼であった(後略)」と評価されている(注6)。

大脇湊からの遊船

明治32年(1899)、鵜飼鎌三郎により、約90年間中断していた犬山鵜飼が再興される。大正元年(1912)8月には、名古屋電気鉄道の名古屋・押切～犬山間(名鉄犬山線)が開通し、犬山城を中心とした行楽客の誘致に取り組む地域の積極的な動きがあった。志賀の大正2年の来訪は、木曾川観光の以後の発展の大きなきっかけとなった。鵜飼鎌三郎は大正3年(1914)に、犬山通船株式会社を設立し、土田までの観光船(「ライン上り」)を始めた。

しかしながら土田までの交通の便がなく、その観光船はまもなく廃業することになるが、それを呼び水に上流である土田からの遊船事業が始まった。大正13年(1924)のことである。名古屋の実業家・山田才吉(注7)が土田の木曾川河畔に料理旅館「北陽館」を開業、それと時を同じくして地元・土田の三宅徳三郎が大脇湊(写真1)から犬山城下までの遊船を始めた。定期船は1日3回、乗船料は1人40銭。その地は「ライン遊園」と名づけられた。舟を操る船頭は川合(現美濃加茂市)と土田(現可児市)の船頭により行われた。翌年の大正14年(1925)、名古屋鉄道の今渡線(犬山口～今渡)が開通し、同時に最寄駅「ライン遊園」駅が開業した。名鉄は鉄道の開業に連動して沿線の観光事業に乗りだしたのである。観光客の

増加によって、ライン遊園駅の通常の貨物取り扱
いにも影響を及ぼすほどになり（注8）、昭和3年
（1928）には、名鉄のバス事業の最初として「ラ
イン遊園」「北陽館」間にバス運行を始めた。

観光客の多くは名古屋方面からで、北陽館はラ
イン下りのほか、桜、紅葉、松茸、スケートリン
クなどで年中賑わった。この遊園地は、地域の行
楽先として人気があり、子どもの遠足の場所とし
ても使われていたようである（注9）。現在も当時
の「ライン遊園」の建物の基礎などが残っている。

出発点となった大脇湊は木曾川と可児川との合
流点「可児合」のすぐ下流にあたる。可児合は流
れが急な瀬の難所であったため、古くは、木曾川
上川筋の終航地であった。のち中世後半から江戸
時代にかけて、兼山（可児市）、黒瀬（八百津町）
など上流にも湊が開かれた。大脇湊は近代になっ
ても、物資の流通が盛んで（注10）、多くの船頭が
その仕事を担っていた。遊船事業が始まると新た
に船頭が必要となり、次に示すように各地から船
頭を雇い入れた。船頭の多くは、それまでの「物
資輸送」の仕事から「観光」の仕事へ「転進」す
ることになった。

「それまで（大正前半）は、80%の仕事を兼山
湊から笠松へ運ぶ、20%を黒瀬湊から桑名へ運
ぶものだった。笠松へは生糸のくず、川石、菓子
など、桑名へは松炭を運んだ。土田にライン下り
が始まると、人を乗せる仕事の依頼があった。笠
松まで重い物資を乗せて運ぶ仕事と同じ収入（当
時4円）があり、率のよい仕事だった。太田や古
井にも遊船事業が始まり、船頭が不足気味になっ
た。川合と小山の船頭、さらに勝山の船頭も雇う
ようになった」〔加木屋義市さん談・明治43年生
まれ〕。（注11）

高山線と太田乗船場

大正年間には近代交通が飛躍的に整備された時期
でもあった。大正10年（1921）11月には国鉄
高山線が延伸し美濃太田駅が開業、翌11年、下
麻生までの開通とともに古井駅が開業した。それ
まで犬山・太田間は舟での移動が主であったが鉄
道の開通により人の動きが画期的に変わった。そ

れは人と物の移動運搬手段であった船が観光資源
になるということでもあった。太田では高山線延
伸直後に遊船事業が始まった模様である（注13）が、
それが本格的になったのは昭和2年（1927）の「太
田遊船組合」（のちの「美濃太田遊船株式会社」）
が太田・片桐公二らにより設立（名鉄資料による
と大正5年）されてからである。昭和6年に太田
商工会が刊行した『美の太田』（注12）によると、
太田・祐泉寺ほとりの松ヶ瀬上流が「美濃太田乗
船場」となり、約1時間半で犬山橋に到着。定期
船が毎日2便。250艘の船が準備されていた。

『美の太田』には、船中から見える日本ライン
の景観、瀬や岩の名称が6つの区間にわけて詳細
に記述されている。また、「ライン下りをするな
れば、大濤・可児合の難関を越へなければ、眞の
爽快美を味ふことが出来ない。之を味ふには美
濃太田から下ることが最も有利である。〔以下略〕
と「太田から下る意義」の記述もあり、当時太田
より下流でライン下りをおこなっていた大脇、取
組に対しての対抗意識が垣間見える。

「船頭たちは、それまでのように、建築用の川
の石拾いや、山へ炭焼き人夫で出かけることもな
くなり、みんなそろいのハッピーでねじりハチ巻き、
ガイドを兼ねると、水棹の駄賃のほかに割増がも
らえるとあって活気横溢した。〔中略〕ガイドの
文句も凝りに凝って、川筋の岩や、目立つ立ち木
などに勝手な名前といわれ伝説をでっちあげ、
・・・」（注13）と、船頭たちの意気込みと
盛り上がりの様子がわかる。現在呼ばれている岩
の名称は、この頃の船頭たちにより、もっともら
しくつけられたようである。

当時は、新民謡ブームもあって、「太田ライン
小唄」や「常磐津木曾川」などが作られ、観光ブー
ムを一層盛りあげた。

古井遊船

大正11年（1922）11月の古井駅の開業にと
もない、大正14年ころに「古井遊船」が山口登義、
渡辺菊次郎らにより設立（注14、写真9）され、古
井駅前に事務所が置かれた。明治の初めまでは、古
井の森山地区は10数戸の農家しかないところで

あったが、明治24年(1891)に青柳橋が架けられたころから交通の拠点として徐々に、商店ができて始めた。大正7年(1918)に蚕糸製糸と合併する形で郡是製糸美濃工場が創業したことなどもあり、古井の商店街は飛躍的に発展した。大正5年に31戸だった商店戸数は、古井駅開業の大正11年には179戸、昭和5年には315戸に達した。大正13年には古井村は町制を施行し古井町となった。そのように町の発展する状況で遊船事業がはじまった。

船の発着は森山の青柳橋の200メートルほど下流の飛騨川右岸に作られた(注15)。当時作成されたパンフレット「麗はしの風光・日本ライン」(注16)には「お勧めの理由」が次のように書かれている。「四季の勝れた眺を持つ等總てが下流と全く趣を異にする勝景枚挙に遑あらず、愛宕の展望と相待ちて是非共此處より乗船すべく、誤って片ラインに終り憾を後に残すなからん事を・・・」。古井から犬山が真の日本ラインであって、太田からでは「片ライン」に終わってしまうと言っている。定期便は一日5便、「古井港」から犬山城下までの時間約2時間、乗船賃は75銭(鉄道を利用すると65銭)であった。主に関西方面から客を誘致し、飯田初市は客の募集に出かけたという(注17)。

昭和2年(1927)、青柳橋が鉄橋に架け替えられた。小山観音の参拝客も増え、橋を含めた飛騨川の風光明媚な景色が人気を呼んで多くの絵葉書などが作られるようになった。その頃ここを訪れた北原白秋もその風景を絶賛している(注18)。当時の絵葉書に「日本奥ライン」と名称をつけているものもある(注19,写真10)。秘境的イメージを売り出そうとしたものであろうと思われる。最盛期には神戸方面から臨時列車で客が来るほどの盛況をみせた古井からの「日本ライン」は、下流に今渡ダムが完成する昭和14年(着工昭和11年)にその歴史を閉じた。

天皇行幸、名勝指定と取組遊船

大正から昭和にかけては観光地が各地で整備されていく時代であった。岐阜を代表する岐阜公園は大正半ばごろに本格的経営がはじまり、このあ

たりでは御嵩の鬼岩温泉の旅館「松泉閣」が大正12年(1923)に開業した。全国的に庶民の観光ブームであった。昭和2年に大阪毎日新聞社が行った日本八景の募集もそのような背景があったからである。その結果7月にその河川の部で木曾川が第1席を受けたことはその後の日本ライン下りにとって大きな出来事であった。

昭和2年11月、陸軍特別大演習のため昭和天皇が行幸し、犬山城や木曾川の景勝を見学した。立ち寄った坂祝の巨巖を時の岐阜県知事がのちに「行幸巖」と名付けた。一躍脚光を浴びることになった地元では、それまで主に勝山湊を拠点に石や薪を運んでいた坂祝村の取組地区15人と勝山地区7人の船頭衆によって、昭和4年ころに「取組遊船組合」が設立され、観光地化に立ち上がった。自分の持船(石船)を遊覧船に仕立て、行幸巖と土田の2ヶ所から船を運航した(注20)。

その後、昭和4年(1929)に閑院宮が、翌昭和5年には英国グロスター公、梨本宮も訪れた。天皇に続く皇族らの訪問は木曾川の価値付けに大きな役割を果たした。この年5月には「行幸巖」の石碑を建立、翌昭和6年には木曾川のうち「土田村大脇可児川合流点より犬山町西ノ山、鶯沼村伊木山間」が名勝に指定された。

昭和9年(1934)の取組からの年間乗船者は5,322名を数えた。勝山特産の松茸狩なども組み合わせるなど活気をみせた取組のライン下りであったが、太田からの遊船事業が盛んになるにつれて衰退していった。

観光ブームと権威付け

第二次世界大戦中は娯楽や観光が全体的に振るわず、各地のライン下りも中斷(古井からライン下りは今渡ダム建設により昭和14年頃廃絶)した。戦後再開されるものの、大脇からのライン下りとライン遊園は賑わいを取り戻すことはなかった。坂祝の取組からの遊船も戦後は姿を消した(注21)。

難所である急流の可児合を通過するスリルが大きな人気を呼び、ライン下りの主体は可児合より上流の太田や新設される今渡からの乗船場に移っ

ていくことになる。このあたりの木曾川は、昭和29年(1954)には県立公園に指定、のち昭和39年(1964)3月、全国初の河川美公園として飛騨木曾川国定公園に指定された。これらのことは観光客の増加に拍車をかけた。

この年、名古屋鉄道も遊船運営に乗り出し「日本ライン遊船株式会社」を設立、翌40年に美濃加茂市御門町に中之島乗船センター開所する。昭和45年(1970)には今渡に乗船場が新造された。この年は大阪万博が開催された年であった。万博終了後の旅客確保対策として、国鉄は個人旅行拡大キャンペーン「ディスカバー・ジャパン」を開始し、全国的にも観光が盛り上がってきた時代であった。

昭和40年代後半が日本ラインのピークとなる。昭和48年(1973)の乗船客は可児市分24万8千人余、美濃加茂市分49万5千人であった。犬山へ下った遊船の回送は、昭和30年ころまでは、帆を架け竿をさしながら行い2時間くらいを要したが、エンジン付の船の導入、トラック輸送の開始などで増加する需要に対応した。

ライン下りという木曾川の遊船事業は、大正時代から昭和にかけての当時の人々の娯楽への関心と観光意識の高まりを背景に、近代交通機関の整備、地域内外資本の開発投資などとあいまって大きな成長を遂げてきたことがわかった。そして地域の人々は、「日本ライン」という名称を初めとして、さまざまな権威と「お墨付き」「名声」を巧みに利用しつつ、極めて戦略的に観光事業と地域の発展につなげてきたのである。

【注】

- (1) 『美濃加茂市史』通史編(1980年)などでは、大正3年としているが、実際は大正2年である。
- (2) 東野大八「日本ライン下り縁起」(川柳文芸『鶉かご』1994年7月号所収)。なお、無庵和尚からの聞き取りとして、2月11日、犬山で船から降りた志賀は、偶然犬山に来ていた当時の愛知県知事に対して木曾川の景観を賞賛するメモを渡したとされる。
- (3) 中央新聞編集局宛。犬山市教育委員会所蔵。『犬山市史・史料編六』参照。
- (4) 当時の犬山町長・原田鉄蔵と志賀とのやりとりがあって「日本ライン」と命名されたともいわれる(横山住雄『犬山歴史散歩』(1997年)参照)。なお、「日本ライン」としての呼称の初見は、大正12年(1923)吉田初三郎が犬山を訪れて描いた「日本ライン名所図絵」であると思われる。
- (5) 佐藤清文「志賀重昂と国粹主義」2006年(HP「連載佐藤清文コラム」所収)
- (6) 松岡正剛「日本風景論 上・下 書評」2002年(HP「松岡正剛の千夜千冊」所収)
- (7) 岐阜市生まれ(1852～1937)。明治14年に名古屋・栄に漬物屋を開業。守口漬を考案したとされる。愛知県で初めて缶詰製造を開始。明治29年に中区に料理旅館「東陽館」開業したのを皮切りに観光施設を造る。
- (8) 「ライン遊園停留所から停車場への変更申請書」(『可児市史』史料編)
- (9) 「・・・土田村遊園地で休憩、ライン乗船場より坂祝に渡船し、鶉沼を過ぎ帰校す」(HP「犬山高校のあゆみ・昭和5年5月、土田遠足のこと」より)
- (10) 明治26年の「土田大脇河岸場輸出入取調べ表」(『可児市史』史料編)によると「輸出」されるものは、米、氷、清酒など、「輸入」されるものは、藍玉、たまり、味噌などであった。
- (11) 松田千晴『濃飛見聞録』1983年 所収
- (12) 可児柘太郎著『美の太田』1931年
- (13) 東野大八前掲書「日本ライン下り縁起」
- (14) 高島博他『写真集美濃加茂』(1986年)中のNo.10
- (15) 『美濃加茂市史』通史編、P856「古井・森山地区家並絵図」
- (16) 美濃加茂市民ミュージアム蔵
- (17) 前掲書『写真集美濃加茂』中のNo.37
- (18) 北原白秋『旅窓読本』「日本ライン」(『白秋全集』22所収)「・・・その相迫った峡谷の翠の深さ、水の碧くて豊かさ。何ともまた鬱蒼として幽邃な下手な一つ小島の風致であろう。煙霧は模糊として、島の向うの合流点の明るく広い水面を去来し、濡れに濡れた高瀬舟は墨絵の中の蓑と笠との舟人に操られて滑って行く。・・・」

(19) 「絶勝佳景 日本奥ライン絶景 NIPPON OKURAIN ZEKKEI」(美濃加茂市民ミュージアム蔵)

(20) 三品小太郎「取組の歴史」1932年(『坂祝町史』史料編所収)、坂祝村教育委員会『坂祝村史』1955年

(21) 『坂祝町史』通史編 2005年

(*) この文章は、第8回木曾川学シンポジウム「日本ラインの不思議」(H23.3.6)におけるパネリストの発表要旨をもとに加筆したものである。

(*) 写真※は『写真集美濃加茂』(1986年)から転載

(かに みつお 美濃加茂市民ミュージアム館長)



1-2 大脇湊跡



2 現在の可児合



1-1 かつての大脇湊(土田乗船場)



3 岐蘇遊園開園式(大正11年・志賀重昂あいさつ)※



4 志賀重昂墓碑(太田・祐泉寺)



5 志賀重昂記念碑（犬山市）



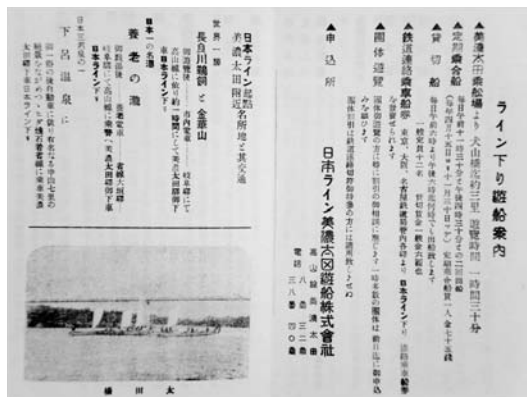
9 古井遊船パンフレット（昭和初期）



6 志賀重昂書簡（大正2年、避暑に対する所見の手紙）〔部分〕



10 日本奥ライン 絵葉書



7 太田からのライン下り パンフレット



11 日本奥ライン（青柳橋）



8 太田からのライン下り（時期不詳・太田芸妓連の見送り）※



12 ライン下りをする岡本太郎ほか（昭和23年）※

「日本ライン」下りのあゆみ

| 西暦 | 年 | 主なできごと | 参考事項 | 出典、参考文献など | 備考 |
|--------|--------|--|---|------------------------------|-----|
| | ～江戸 | | 木曾川と可児川との合流点「可児合」は難所のため、かつては木曾川上川筋の終航地として、土田の大脇湊が多くつかわれる。 | | |
| 1837 | 天保 8 | | 5月、伊勢・津藩の齊藤拙堂 木曾川を下る。江戸勤めを終え藩士二人と中山道を歩き、名勝を探った。伏見宿に宿泊後、新村湊から桑名まで木曾川を下る。その間20里を1日で行く。 | 「木曾川ヲ下ルノ記」 | |
| (1879) | (明治12) | | 来日したオランダ人・デ・レーケが、ライン河の景観を彷彿させる木曾川の溪谷美を絶賛したとされる。 | | |
| 1892 | 明治25 | | 5月、歌人・正岡子規 木曾川を下る。東京上野より信州へ汽車で出て木曾路をあるき、伏見より木曾川を下った。 | 「かけはしの記」 | |
| 1893 | 明治26 | | 大脇湊の物資の流通盛ん。「輸出」されるものは、米、氷、清酒など、「輸入」されるものは、藍玉、たまり、味噌などであった。 | 「土田大脇河岸場輸出入取調べ表」(『可児市史 史料編』) | |
| 1912 | 大正元 | | 8月、名古屋電気鉄道の名古屋・押切～犬山間(名鉄犬山線)開通。犬山城を中心とした行楽客の誘致など観光に力をいれるようになる。(明治32年、鵜飼鎌三郎により、犬山鵜飼再興) | 「名鉄資料」、『可児町史 通史編』ほか | |
| 1913 | 大正 2 | 2月10日、志賀重昂、犬山から舟で太田宿に入り、旅館・望川楼に、宿泊。翌11日、加茂郡教育会が主催する加茂農林高校での講演後、舟で犬山へ。祐泉寺・無庵和尚同伴する。 | | 東野大八「日本ライン下り縁起」ほか多数 | |
| 1913 | 大正 2 | 7月9日、志賀重昂ふたたび木曾川を探訪。「避暑に対する所見の手紙」(7月10日付け)において「木曾川岸 犬山は全くラインの風景そのままなり」と記す。 | | 『犬山市史 史料編』ほか | 写真6 |
| 1914 | 大正 3 | このころ犬山の鵜匠・鵜飼鎌次郎、犬山通船株式会社設立。土田までの観光船(「ライン上り」)を始めるが、土田までの交通の便なくまもなく廃業。 | | 『犬山市史 史料編』、『可児町史 通史編』、『名鉄資料』 | |
| 1917 | 大正 6 | | このころ岐阜公園の本格的経営が始まり、鵜飼を中心とする整備がすすむ。 | 『岐阜県史』ほか | |

| 西暦 | 年 | 主なできごと | 参考事項 | 出典、参考文献など | 備考 |
|------|--------|---|--|------------------------|-----|
| 1921 | 大正10 | | 国鉄高山線延伸し、11月12日、美濃太田駅開業。 | 『美濃加茂市史通史編』ほか | |
| 1922 | 大正11 | | 国鉄高山線さらに延伸し、11月26日、古井駅開業。 | 『美濃加茂市史通史編』ほか | |
| 1922 | 大正11 | このころ太田からの「ライン下り」が始まったといわれる。「・・・船頭たちは、それまでのように、建築用の川の石拾いや、山へ炭焼き人夫で出かけることもなくなり、みんなそろいのハッピーでねじりハチ巻き、ガイドを兼ねると・・・」 | | 東野大八「日本ライン縁起」 | |
| 1922 | 大正11 | 4月15日、太田・祐泉寺に「岐蘇遊園」開園。志賀重昂招待される。 | | 可児耕太郎『美の太田』、『写真集美濃加茂』 | 写真3 |
| 1923 | 大正12 | | 御嵩・鬼岩温泉、遊園地をめざして「松泉閣」開業する（大正9年、東濃鉄道、多治見広見間開通）。 | 『御嵩町史 通史編』 | |
| 1923 | 大正12 | 吉田初三郎、犬山を訪れる。「日本ライン名所図絵」描く。 | | 『犬山市史』、犬山市文化史料館蔵 | |
| 1924 | 大正13 | 名古屋の実業家・山田才吉、大脇湊やや上流に「北陽館」（後の「江陵閣」、現在の「湯の華アイランド」）開業する。 | | 『可児町史 通史編』ほか | |
| 1924 | 大正13 | 地元の三宅徳三郎、北陽館と提携して大脇湊から犬山城下まで遊船事業始める。定期船は1日3回、乗船料は1人40銭。その地は「ライン遊園」と名づけられる。川合と土田の船頭により行われる。名古屋方面からの観光客が多い。 | | 『可児町史 通史編』、『坂祝町史』ほか | |
| 1925 | 大正14 | | 1月 名古屋鉄道、今渡線（犬山口～今渡）開通。 | 「名鉄資料」、『可児市史 史料編』ほか | |
| 1925 | 大正14 | 名古屋鉄道・今渡線に「ライン遊園」駅開業。 | 4月 名古屋鉄道、犬山遊園地を開園する。 | 「名鉄資料」、『犬山市史 通史編下』 | |
| 1925 | 大正14ころ | 古井町の山口登義、渡辺菊次郎らにより「古井遊船」が設立される。 | | 『写真集美濃加茂』 | 写真9 |
| 1927 | 昭和2 | | 2月10日、太田橋完成。飛騨川に架かる青柳橋が鉄橋に架け替え。風光明媚な風景が人気を呼び多くの絵葉書などが作られる。 | 『美濃加茂市史通史編』『写真集美濃加茂』 | |
| 1927 | 昭和2 | | 4月6日 志賀重昂 没(65歳) | 『美濃加茂市史通史編』ほか | 写真4 |
| 1927 | 昭和2 | 7月、木曾川が大阪毎日新聞社主催の「日本八景」に選ばれる。 | | 「日本八景」資料、『犬山市史 通史編下』ほか | |
| 1927 | 昭和2 | 北原白秋 木曾川訪れる。8月30日から東京日日新聞などで紀行文を発表。 | | 「東京日日新聞」『犬山市史 通史編下』 | |
| 1927 | 昭和2 | | 11月20日、陸軍特別大演習のため昭和天皇行幸、犬山城ほかを訪れる。 | 犬山市史 通史編下 ほか | |

| 西暦 | 年 | 主なできごと | 参考事項 | 出典、参考文献など | 備考 |
|------|-----------|---|---|-------------------------------------|-----|
| 1927 | 昭和2 ころ | 天皇行幸後、それまで主に石や薪を運んでいた取組と勝山の船頭衆により「取組遊船組合」が設立、昭和4年ころには20艘の船が常備される。船頭数約20名。昭和9年の取組からの年間乗船者5,322名。 | | 『坂祝町史』ほか | |
| 1927 | 昭和2 | 「太田遊船組合」（のちの「美濃太田遊船株式会社」）が太田・片桐公二らにより設立（名鉄資料によると大正5年）。太田・祐泉寺ほとりの松ヶ瀬上流が「美濃太田乗船場」となり、約1時間半で犬山橋に到着。昭和6年頃は定期船毎日2便。250艘の船が準備されていた。 | この頃、太田で「日本ライン太田小唄」など作られる。 | 『美濃加茂市史通史編』、可児柁太郎『美の太田』 | 写真7 |
| 1928 | 昭和3 | 4月、名古屋鉄道、ライン遊園～北陽館間に直営バス運行はじめる。（名鉄バス事業の最初） | | 「名鉄資料」、『可児町史 通史編』 | |
| 1928 | 昭和3 | 土田の観光客が増加してライン遊園駅の貨物取り扱いにも影響を及ぼすほどになる。北陽館はライン下りのほか、桜、紅葉、松茸、スケートリンクなどで賑わう。 | | 「ライン遊園停留所から停車場への変更申請書」（『可児市史史料編』）ほか | |
| 1928 | 昭和3 | | 7月5日 志賀重昂の墓碑が祐泉寺に建立される。 | 東野大八「日本ライン縁起」ほか | |
| 1929 | 昭和4 | | 閑院宮、木曾川訪問。のち、昭和5年、英国グロスター公、梨本宮も訪問。 | 『坂祝町史』ほか | |
| 1930 | 昭和5 | | 5月、坂祝村が昭和天皇が訪れた巨岩を「行幸巖」と名づける石碑を建立。 | 『坂祝町史 史料編』 | |
| 1930 | 昭和5 | | 5月、犬山高校 遠足で「土田村遊園地で休憩、ライン乗船場より坂祝に渡船し、鵜沼を過ぎ帰校す」 | HP「犬山高校のあゆみ（土田遠足のこと）」 | |
| 1931 | 昭和6 | 5月、『美の太田』発刊。船中から見た日本ラインの景観、瀬や岩の名称を6つの区間にわけて詳細に記述される。「・・・ガイドの文句も凝りに凝って、川筋の岩や、目立つ立ち木などに勝手な名前といわれ伝説をでっちあげ、・・・」 | | 可児柁太郎『美の太田』、東野大八「日本ライン下り縁起」 | |
| 1931 | 昭和6 | 5月11日、「木曾川」（土田村大脇可児川合流点より犬山町西ノ山、鵜沼村伊木山 間）が名勝に指定される。 | | 『坂祝町史』ほか | |
| 1934 | 昭和9 | 「古井遊船」、青柳橋周辺をデモンストラーション。「ライン下り」と上る帆かけ船が行き交う。神戸など関西方面からの観光客多い。小山観音の縁日にもぎわう。 | | 『写真集美濃加茂』 | |
| 1934 | 昭和9 | 稲垣満一郎「日本ラインと犬山町」描く。 | | 犬山市文化史料館 | |
| 1939 | 昭和14 | | 3月28日、今渡ダム完成。木曾飛騨川の水運は姿を消す。小山観音は「島」となるなど、風景は一変する。 | 『美濃加茂市史通史編』ほか | |

| 西暦 | 年 | 主なできごと | 参考事項 | 出典、参考文献など | 備考 |
|------|------|---|---|---------------|------|
| 1947 | 昭和22 | 「美濃太田遊船株式会社」発足。同時に「日本ライン観光株式会社」が独立する。 | | 『美濃加茂市史通史編』ほか | |
| 1948 | 昭和23 | 戦時中はライン下りは中断。大脇のライン下りはこの年再開するものの荒廃していく。かわりに今渡からの船乗り場が開かれ、可児合の急流が楽しめるようになる。また、坂祝の遊船も戦後は姿を消す。 | | 『可児町史 通史編』 | |
| 1948 | 昭和23 | | 10月11日、古井に住んでいた岡本一平没。葬儀のあと息子の太郎のほか関係者がライン下りをする。 | 「アサヒグラフ」 | 写真12 |
| 1958 | 昭和33 | それまで個別に経営されていた組合などが統合され、日本ライン遊覧船株式会社設立。 | | 『可児町史 通史編』 | |
| 1959 | 昭和34 | この頃から乗船地への遊船の運搬にトラックが使われるようになる。2時間ほどかかった引き上げの時間が短縮され、また、船の大型化が可能となった。 | | 『可児市史 通史編』ほか | |
| 1961 | 昭和36 | 日本ライン名鉄遊船設立。 | | 「名鉄資料」 | |
| 1962 | 昭和37 | 「日本ライン 年間33万人が楽しむ・・・」 | | 岐阜日日新聞 記事 | |
| 1964 | 昭和39 | 日本ライン遊船株式会社発足。 | 3月、飛騨木曾川国定公園に指定。 | 「名鉄資料」ほか | |
| 1965 | 昭和40 | 美濃加茂市御門町に中之島乗船センター開所。 | | 「名鉄資料」 | |
| 1969 | 昭和44 | | 「今渡駅」が「日本ライン今渡駅」に、「ライン遊園駅」が「可児川駅」に改称。 | 『可児市史 通史編』ほか | |
| 1973 | 昭和48 | 日本ライン下りの乗客数（可児市分）のピーク。 | | 『可児町史 通史編』ほか | |
| 1976 | 昭和51 | 可児合の河床の大規模な改修工事行われる。 | | 『可児町史 通史編』ほか | |
| 1991 | 平成3 | 中之島乗船場の改築、可児市側の今渡乗船場は廃止となる。 | | 『可児市史 通史編』 | |
| 2003 | 平成15 | ライン下りの営業が中断、新会社により再開される。 | | 『可児市史 通史編』 | |

「川の思い出」調査の概要と「同 2010」事業の報告

藤 村 俊

1 はじめに

当館が木曾川・飛騨川の合流点に位置する地理的環境から、地域と「川」の関わりを探ることは重要なテーマのひとつとされている。2010年度には「川と人」に注目する展覧会が催されることになったが、考古・歴史資料を中心とした。一方で今後、近現代における人々と川との営みやつきあい方について考える参考とするため、現時点で人々の経験や記憶などを採集・記録しておく必要を感じた。そこで実施されたのが、ここで報告する「川の思い出」に関する事業である。前半では、アンケートや聞き取りによる調査結果の概要について。後半では、その調査成果をミュージアムの事業として展開した事例について報告する。

2 調査の方法と経過

(1) 「川の思い出」アンケート

現在、みのかも文化の森では6つのボランティアグループがあり、計160名が活動している。ボランティアは、美濃加茂市を中心として近隣を含めた地域の住民が中心となっていることから、おおむね今回の調査の目的に沿った回答が得られることが期待された。そのため、調査活動の主体となった、展示ガイド、美濃加茂伝承料理の会、美濃加茂市民ミュージアムの3者によるアンケート調査の依頼として、みのかも文化の森ボランティア全員に郵送する方法を基本とした（2010年6月に実施）。

結果は当初の期待どおり、多くの体験談や思い出などが寄せられることとなったが、それぞれの文面などをみると、事業自体への共感に加え、川に対する「思い」や記憶の呼び起こしのきっかけとなったことなども感じられた。それは、アンケートの整理にあたったメンバーも同様に感じたようであり、その後の関連した活動の推進力となったように思われる。

また、文化の森ボランティア自身に「川の思い出」が希薄であった場合には、その家族や関係者に質問が広められていったようである。そのため回答としては、実際の体験をした話者とアンケート記載者が異なるケースもみられたが、結果的に広く豊かな回答が寄せられることになった。

さて、2011年3月時点で、74件のアンケート用紙が回収された（現在も館内の常設展示室で回収を継続している）。しかしながら、それぞれの用紙内には、いくつもの「思い出」が記載されているため、件数を大きく上回っている。

アンケートでは、以下の項目について記載を求めた。(i) 話者の年齢、(ii) 性別、(iii) 出身地（思い出となった場所）、(iv) 関わった河川名、(v) 思い出の内容、(vi) 思い出の年代、(vii) 話者あるいは記載者の氏名や連絡先、の7項目とした。

また、アンケートに併せて「川の思い出キーワード」を添付した。それは、日常生活で「川との関わり」が離れてしまったり、旧来の関わり方とは著しく変質しつつあると感じられる昨今、数十年前が中心になると思われる過去の経験や記憶を呼び起こすことは、バリアやハードルが多いと考えられたために行った措置である。また、調査そのものとしては、現代の「川との関わり」も垣間見えないかと期待したが、「過去の記憶」に大きく偏ったものとなってしまった（それは、現代の川との関係を示しているかもしれない）。

これらは、調査主体の意図が話者に影響を与えかねないために慎重となるべきだが、今回の回答をみる限り、思い出を呼び起こす「きっかけ」や「道標」ともいべき手助けとして、また調査者の目的に合う回答に向けて、一定の機能を果たしたのではないかとと思われる。

キーワードとしては、A群「だれと？」－自分・家族・友人・地域の人々、B群「どんなこと？」－

食（調理法など）・生き物（呼び名など）・木曾川①（川湊、渡し場、渡船など）・木曾川②（イカダ、船、ライン下りなど）・渡る①（橋など）・渡る②（対岸に行く用事：買い物、あそび、楽しみなど）・年中行事・民俗や祭礼（神社、水神、葬送など）・仕事（川原石採りなど）・昔話や言い伝え・水害や事故、C群「その他」一遊び、楽しみ、お手伝い・川、川原、川の近くを挙げた。

（2）住民への聞き取り

展示ガイドが、川と人々のつながりが深い場所に赴いて現地状況調査を実施した（2010年度は4ヶ所）。その調査先では、付近の住民に対して、川との関わり方、暮らしや思い出などについて聞き取りも併せて行っている。また、そのようなグループとしての活動に併行し、美濃加茂伝承料理の会も含めた各メンバーによって、個別に個人との聞き取りが進められたケースもあった（大正～昭和初期に地域でアユを獲っていた人など）。

以上に基づく成果は、今回、その一部を報告する。また、毎年秋に行われてきた展示ガイドによる企画展「ちいさな展覧会」シリーズの2010年度版としても採用され、その内容が紹介されることとなった。

さらに同年、美濃加茂市民ミュージアム主催による企画展「川のほとりでー木曾川流域の考古と歴史からー」における関連事業として、参加体験型講座「川を味わう料理」が美濃加茂伝承料理の会によって開催された。そこでは、この地域の食卓を彩った川の恵みを活かした料理として、聞き取りなどを基にしたメニューが再現され、講座参加者と共に実際に調理して食するという機会となった。

3 調査の成果

回収されたアンケートは、展示ガイド及び美濃加茂伝承料理の会（3班）によって、整理分類作業が進められた。その過程で、それぞれの回答内容は、おおむね「川の思い出キーワード」の分類項目に関連付けられることが判明したため、これに沿って報告する。

今回報告されるものは、回答数が多かったもの、この地域の地理・歴史的環境などを象徴していると思われるテーマをメンバーで協議し、その結果を中心とした。そのため概要的な報告であり、アンケート回答を網羅し、かつ考察など進めたものではないことをお断りしておく。また各テーマ内の掲載順序は、便宜的に美濃加茂市内あるいは木曾川とその支流、近隣市町村、その他とした。ただし回答の記載は様々であり、年代や場所、関わった河川名などが明確でないものも多く一様ではないが、前後の関係などからできる限り、その特定を進めた。併せて今回の報告としての性格上、話者あるいは記載者の明らかな事実誤認や方言などは部分的に修正している。そして記述にあたり、原則として語尾の統一ははからず、人名は未記載、常用漢字、現代仮名づかいによった。ただし、固有名詞、歴史的用語、学術用語などはその限りでない。各テーマの文末には、整理・報告の担当者名を記載した。

（1）渡し場

今渡ダムが出来る前、小山観音のお祭りに川合の渡しを渡って行きました。綺麗な木曾川の流れて、渡し舟から川底の石もよく見えた記憶があります。その頃は小山観音も川原伝いに石段を登ってお参りしたものです。

【川合の渡し／昭和12年頃】

昭和14年3月、今渡ダムの完成により、風景が一変しました（「湖」のようになった）。

船頭さんは、県道金山線の関係で県が雇って、小山の岬（島崎）の小屋に常駐して、今渡川合、古井、小山の三つの地点を往来していました。

小学生の頃、お正月には、お節に子供たちが連れだって親戚の家へ遊びに行きました。生家は旧伏見村で上古井の郡是製糸の近くでした。

歩いて今渡川合の渡し場まで行って、小山の渡し小屋の船頭さんに「オーイ」と大声で呼ぶと、船を出して迎えに来て、古井の湊まで渡して下さったことが、懐かしく思い出されます。

【川合の渡し／昭和15年頃】

昭和17年2月頃、今渡川合へ夜に用事があり、毎々使用した。帰りは太田橋を廻った。当時の賃金は覚えていないが、自分の給料は月に25円くらい。(汽車賃は古井から岐阜まで49銭でした)

【川合の渡し／昭和17年頃】

岡田式渡し舟で祐泉寺から土田に渡ったりしていました。土田のお祭りのときは大勢の人で賑わいました。

【太田の渡し／昭和26年頃】

[伏屋仲造]

(2) 魚 獲 り

太田橋の下流(右岸)には広い砂地があり、その右側に地下水が流れてくる池のような内川があった。内川の水はきれいで、ここで泳いだり、魚や貝を獲って食べた。

魚は焼いて味噌煮、貝は醤油で焼いて食べた。コイ・フナ・シロハエ・ドジョウ・ウナギ・モロコ・センバラなどがいた。ウナギは10本位の針にミミズを取り付け、一晚中沈めておいて朝になってそれを上げるとよく掛かっていた。シロハエ・モロコやセンバラは魚獲り用のビンの中へむつご(蚕のさなぎ)を入れて沈めておくとよく獲れた。

【木曾川(内川)：美濃加茂市御門町周辺
／昭和25～33年】

釣り人にとって何ととっても最大の行事はアユの解禁日です。前夜はお祭り騒ぎで、川原にテントを張って、釣り仲間と飲んだり食べたり大賑わいです。夜明けとともに一斉に川に入り、自分の陣を取って釣り糸をたらしめます。多いときは50～60尾取れ、アユ缶に一杯になりました。アユはスイカの様な匂いがします。

【飛騨川：加茂郡川辺町／昭和40～50年】

兄達はミミズを針に刺して糸で吊るして岩に挿んだ仕掛けを夕方にしかけました。朝見に行くと3～4尾のウナギが掛かっているので家で焼いて食べました。

【川浦川支流：美濃加茂市蜂屋町】

テエナ(手綱)という綱は、20間(約30メートル)ほどの長さがある。夕方、川で綱を張り、2時間くらいたった夜の8時過ぎにカンテラを持って綱上げに行く。アユは火を怖がる。アユは川を遡上しているの、下流から上流へ岸に沿って綱を上げるとアユが掛かっている。

現在もこの方法で魚獲りをしています。

【津保川：加茂郡富加町】

川の淵のよどんだ所には、メダカなど小さな魚がいた。手ですくって飲んだり(飲むと泳ぎが上手になると上級生から云われた)、日本手ぬぐいを使って二人で息を合わせてすくった。川原の石を起こすと、オンタケ・チチコ・カブ(カジカ)・アジメ・アカザス(・・・刺されると痛いので、いやな魚だった)などの小魚がいた。

少し大きな石や岩の下から腕を突っ込んで、シロハエ・ウグイ・アマゴなど、泳ぐ魚を手できめることができ、楽しかった。男の子はヤスを使って深いところで魚を刺して獲っていた。

【小駄良川(長良川支流)：郡上市
／昭和30年頃】

小学校の低学年の頃、学校から帰って芝箕(しばみ)とタモを家から持ち出して川へ行って魚獲りをしました。ドジョウ・センバラ・ウルンチョ・ハエ・メダカなどがたくさん獲れました。ガマの中へタモや芝箕を入れてすくい出すまでの間、何が入っているか楽しみでした。

【志津野川：関市／昭和23年】

水は透明で、ハエやカブチが泳いでいた。兄達は、ヤスで突いて獲っていた。ハエは塩焼き、またお茶に生姜を入れ、煮て食べた。

【益田川：下呂市／昭和20年頃】

[渡辺真澄]

小さな子供の頃から、魚を獲りに行く父について木曾川へ行きました。大きくなると一人でも川へ行って魚を獲ったのですが、川で遊んでばかりで、ちっとも勉強をしないので、父に「川へ行く

のは土曜の夜だけ」と言われたほどです。

わたしの住んでいる太田本町は、毎年4月の3日か4日に祭りがあるのですが、「祭りの日に殺生をしてはいけない」と言う両親に従って、4月5日過ぎから鮎漁をはじめました。その夜、寝ていると川風が吹いてきて、鮎の臭いがします。川を鮎が上ってきたのがわかるのです。早速、翌日投網を持って鮎漁に行ったものです。犬山にダムができてからは鮎が上って来なくなりました。

投網で鮎を獲るのですが、鮎も、網が見えたり人の影が水面に映ると逃げてしまうので、漁はもっぱら夜です。足音にも敏感なので魚のいそうな場所を見極めたら、投げる場所の少し前から忍び足で近づき、川べりから網を投げます。水に入ると音がするので、滅多に水の中へ入りません。

1回の漁で100匹くらい獲れる時もあれば、3～4匹の時もありました。

4月の鮎は10cm足らずの小さなものですが、8月になると味が落ちるものの、大きめの鮎が獲れます。

昭和20年以前のことだったと思いますが・・・深田の清水のところから中濃大橋まで、2時間ほど漁をして、重さにして一貫目(3.5kg)も獲れたことがあります。

普段、獲れた魚は家に持ち帰り、翌日、母に料理してもらおうのですが、冷蔵庫のある家庭が少なかった時代、大量の鮎の処分に困って、近所にある魚屋(魚徳)に持ち込んで、店で売ってもらいました。鮎の煮方もそこで教えてもらったことがあります。私が漁をしていたのは、昭和10年頃から50年頃までです。

【木曾川：美濃加茂市太田本町ほか／80代男性】
[美濃加茂伝承料理の会3班]

(3) 泳ぎ

小学生の頃は、日曜日の暑い日になると、川へ泳ぎに行き、半日を過ごしていた。耳に水が入ると、河原の小石を拾って耳に当て、入った水を出していました。

【木曾川・加茂川／昭和13～18年】

太田橋の下流で、夏は、毎日泳いだ。木綿の布を枕のように縫って、浮袋にして泳いだ。袋をぬらして、口で息を吹き込み、ふくらませて浮袋にした。

【木曾川／昭和23～25年】

夏になると、プールがなかったため、毎日木曾川で遊びました。近所の年上の子たちについていき、水中メガネをつかって泳ぎました。赤旗が立っているときは(泳げないため)、がっかりして帰りました。

【木曾川／昭和30年頃】

潜水用の竹とビニルパイプを使ってもぐりました。ビニルパイプを口にくわえ、その先に竹をつけて、水中メガネのゴムでとめていました。坂祝の方までも行きました。お金持ちの子は、大きなタイヤのチューブの「うきわ」を持ってきて遊んでいました。

【木曾川／昭和30年頃】

母の実家は川岸にあったので、そこで育つたいとこたちと川で遊ぶことが楽しみでした。6才未満の時は、シュミーズに下着を着けたままの水遊びでした。いとこの男の子たちは、白いモッコフンドシでした。いとこたちは、泳げない私を深みに連れて行っては、そのまま手を離し、おいてけぼりにするので、私は必死に手足を動かし、もがいていた思い出があります。

今から思うと、ぞっとすることですが、いざという時には、いとこたちは助けてくれるし、いつの間にか泳ぎも身についたし、よい思い出です。

【木曾川：羽島郡笠松町／昭和20～30年】

めだかを川ですくい、それを飲むと泳ぎが上手になるといわれていた。

【長良川・木曾川ほか】

小学校高学年や中学生になると、水泳や釣りの場所が川辺ダムになった。泳ぎに自信のない子は、長さ4～5mの桐の丸太や長い竹材につかまって

泳いだ。泳ぎに自信がついてくると、川幅 200 mほどの対岸まで泳ぎきるようになった。さらに、1 往復、2 往復、3 往復する回数を競うようになった。私も、中学生の頃には、連続 5 回往復した覚えがある。

【飛騨川支流：加茂郡川辺町／昭和 18～25 年】

小学生のころ、低学年は深渡川で泳ぎました。高学年や中学生は、飛騨川でした。泳ぐ時には、保護者が当番で見守ってくれていました。救助用の道具は、長い竹の先に車のチューブ（「うきわ」に利用）を縄でしばりつけたものでした。

【飛騨川・深渡川／昭和 30 年頃】

小学 1 年生の男子は、水泳訓練ということで、高等科のお兄さんたちに連れられて木曾川へ水泳に行きました。1 年生は皆、赤フンドシをして、手を引かれて、泳ぐ練習をしました。

【飯田川：加茂郡八百津町／昭和 15～20 年】

谷川を石や草でせき止めて、自然の浅いプールをつくった。下級生たちが、喜んで遊んでいました。釣った魚を放してやり、みんなで追いかけてました。

【益田川：下呂市／昭和 30 年頃まで】

小学生の夏休みといえば、毎日、川へ泳ぎに行きました。泳げない低学年の子どもは、高学年の人が手をつかんで、バタ足から教えてくれました。川へ泳ぎに行く時は、「きゅうりを食べるな」と言われました。カップに川へ引き込まれると・・・、きっと、お腹を冷やさないようにとの知恵だったのでしょう。

【益田川：下呂市／昭和 30 年頃】

上級生が、各学年で遊泳区域を決めていた。3 年生になったら、川の中程の岩まで、5 年生で対岸まで、6 年生になったら激流に飛び込み、カップの川流れ、と。初めてステップアップして泳ぐ時は、必ず上級生が付き添ってくれた。

【小坂川：下呂市／昭和 30 年頃】

今のようにプールはありませんでしたので、夏になると川で泳ぎました。小学生になると、上級生と一緒に川の水泳場で、「犬かき」、「かえる泳ぎ」、「クロール」、「岩の上からの飛び込み」、「流れの強い方へは行かないこと」、「危険な場所」など、教えてくれました。大人は、田んぼや畑、山が忙しく、子どもについてくることはありませんでした。

【小駄良川（長良川支流）：郡上市
／昭和 30 年頃】

【美濃輪久美子】

(4) 祈り

川合地区では、通夜がなかったもので、葬式（自宅）が日中に済まされる程度だった。夜をまたぐことがなかった。死者が出た当日（の夜：いわゆる通夜にあたる）には、僧侶も呼ばず、各自が弔問する程度だった。

翌日、葬儀が日中に行われた。朝から組の者が取り持ち、行列で持つ道具を作った。親類の者の接待でオトキとなった。葬儀の取り持ちとしては、簡素、短時間で済むことになった。終了後は皆、早々に帰って行った。

ただし、組長（自治会長）、野の衆三人（ハカホリニン）には、夕食が振舞われた。

香典も相互扶助の意味合いが強かったためか、香典返しはなかった。

仕事が忙しいために、そんなやり方だったのだろうか。また、水難事故も多いため、死への畏れやケガレから、夜をまたがない仕組みだったのだろうか。現在は葬儀場で行うため、一般的なやり方となった。

【木曾川：美濃加茂市川合町／昭和 30 年以前】

川原で互層になった石をみつけたら、決してまたがないこと、拾って頭越しに後ろへ投げるように教わった。

【木曾川：美濃加茂市川合町／昭和 20～30 年】

七夕に飾った笹竹、お盆にお供えた野菜など、昔は川へ流していました。

【飛騨川／昭和 30 年頃】

お盆になると、「おしよろ様」を送るため、母と青柳橋まで行きました。橋の上で送り火をたきました。どこの家庭でもそうだったのか、橋の上は、そこかしこに送り火の跡がありました。

【飛騨川／昭和30年頃】

お盆には、お供え物をナスでつくった「牛」にのせ、川へ流した。お盆明けには、橋の欄干に、たくさんの線香やろうそくが並べられていた。七夕かざりも川へ流した。

【飛騨川／昭和40年頃】

私が子どもだった頃、明治生まれの祖母に連れられて、飛騨川の川原へ“漬物石”にするための石を探しに行ったことがありました。祖母は一つ一つの石をていねいに見比べており、慎重に選んでいた様子が思い出されます。石を選ぶ時は、汚れた石や互層になった石を避けていたようです。特に赤茶色のシミがついたように見える石については、「昔、武士が戦った時に流れた血がついたものだ」という話を聞かせてくれました。川原の石に、特別な意味を抱いていたように思われます。

そんな祖母が選んだ石は、大樽用としては、少し平たい、やや大きめで長円の整った形の白っぽい石でした。小樽用には、白っぽい色で“ころん”とした丸い石でした。その後、私も主婦となり、祖母の様子や話を思い出しながら、川原で漬物用の石を拾いました。

【飛騨川：加茂郡川辺町／昭和30年頃】

水神祭り（山川橋のたもと）のこと。

弥都波能売神（みずはのめのかみ）が、まつられていました。祭礼は、7/31～8/1でした。わらで作った大きな舟に提灯をつけます。（この提灯は、自治会の各組から1つずつ出したもので、4月の夜祭りの山車に使ったものをしまっておいて、また、水神祭りに使われたようです。）

夜になると、それに火を入れます。成人男子が川に入って、わら舟を川の中央まで泳いで引いていき、流しました。提灯の明かりがキラキラしてきれいだったこと、夜の暗い川に入る人は、冷た

く、恐ろしくないだろうか心配したことが思い出されます。

その後は、家族みんなで水神様にお参りしてから帰りました。

現在、中川辺地区の水神祭りは、行われなくなったそうです。

【飛騨川：加茂郡川辺町／昭和30～40年】

私の生家では、盆供養の送りとして、精霊棚にお供えした。野菜、果物、お菓子などを川へ流し、先祖供養をした。その後、川の汚染など、公害にもつながり、徐々に廃止となった。

【馬瀬川支流：益田郡金山町／昭和30～40年前半】

〔田口美代〕

（5）清水

清水では、洗濯したり野菜を洗った。またスイカや果物、麦茶などを冷やしていた。

【木曾川：美濃加茂市太田本町／昭和30年頃】

神明堂には水神様があり、そこは水洗い場でした。1つの流れに3つか4つの洗い場があり、上で野菜、下で洗濯などに自然と分けられて皆が守っていた。小学生が週1回、掃除をしていた。真夏が一番上の洗い場でスイカを冷やしていた。盗まれることはなく、何時間も冷やしておけた。

【木曾川：美濃加茂市古井町下古井

／昭和30年頃】

（6）川の味

めだか（を獲るとすぐに）焼けた熱い岩の上に広げて、焼いてその場で食べたわ。

【60代・女性】

山からの水が溜まるところに池を作って、鯉を飼った。蚕のさなぎを池に投げて鯉にあげた。祝い事があると鯉をさばいて食べたわ。

【70代・女性】

木曾川へ遊びに行って、トマトやきゅうりを流してつかまえる遊びをするうちに（トマトやきゅう

りが) 冷えるので、帰りにそれを食べながら帰った。

【70代・女性】

川へ行く途中の畑できゅうりとかを採って、川で食べた。後で、畑のおじさんに「もらったよ」って言うだけ・・・。

【60代・女性】

今からおよそ30年前、川浦川の牛牧地区（伊深）で夫が、ごり（がっちよばば）という魚をたくさん獲ってきてくれました。群れになって泳いでいる小さな魚です。どうして食べたらよいかわからないので、牛牧に住む夫のお母さんに聞いて、しょうがを入れてしょうゆで煮ました。私の母や父、子供たちは大喜びで食べましたが、獲ってきた本人は嫌だといって、口にしようともしませんでした。いつも魚を獲ってきてても本人は食べないので、なんとなく食卓がヘンな空気になって困りました。

【70代・女性】

蜂屋街道の側溝に山から流れてくるきれいな冷たい水の中にしじみの大きいのがたくさんいました。籠ですくって味噌汁に入れて夕食に食べました。

【70代・女性】

木曾川の内川には、シジミ、ドジョウ、白ハエ、メダカもたくさんいた。シジミは、肝臓の薬と言われていて、いつも獲って祖母の家を持って行った。

【70代・女性】

曲がりくねった石垣のたくさんある川だったので、メダカ、フナ、白ハエ、オイカワを獲って七輪で焼き、軒下につるして天日干ししてから、甘辛く煮て食べました。シジミもたくさん獲れたので、味噌汁に入れて食べました。タニシも家の近くの溝にいたので味噌和えや、ゆでて糸に通した後干して食べました。ドジョウやうなぎは、蒲焼や卵とじとして、食べさせてもらいました。楽しくて楽しくて、夢中になって美味しくくて・・・天国のような時でした。

【50代・女性】

アユご飯。脂ののった飛騨川のアユを使います。アユを薄味の塩焼きにし、お米の上ののせて普通に炊き上げます。炊き上がったらアユをほぐし、その身とご飯を混ぜ、最後にすりおろしたショウガを混ぜ合わせます。

【60代・女性】

[美濃加茂伝承料理の会3班]

4 ちいさな展覧会「川の思い出2010」

前述の調査を進めた展示ガイドボランティアによって、調査の成果を活かした展覧会が10月31日より開催された。以下はその際に作成された開催挨拶である。それをもって、内容の紹介とする。(写真1、図版1～5参照)

“私たち展示ガイドボランティアの地域をテーマとした「ちいさな展覧会」も今年で5回目を迎えることができました。

昨年は展示ガイド自身の体験・作業による「古代米づくり」に挑戦し、5月の田植えから10月の収穫や脱穀まで、半年間にわたって成長を見守りました。その過程では、他のボランティアとも協働しながら、子どもたちとも関わりを持つことができました。

今回は、美濃加茂市民ミュージアムの企画展である「川のほとりで—木曾川流域の考古と歴史から—」展に併せて、「川の思い出」アンケートを実施し、多数の方のご協力をいただきました。厚くお礼申し上げます。

古くから川は自然の恵みだけでなく、モノやヒトの交流を盛んにするなど、その地域の社会や文化に大きな影響を与えてきました。そのためか、やはり私たちの川の思い出も多岐に渡りましたので、アンケート結果を「魚獲り」「泳ぎ」「信仰・祈り」などに分類して展示しています。なかでも「食（川魚などの料理）」については、美濃加茂伝承料理の会の方々に分担していただき、8月には「川を味わう料理」と題して講座も開催されました。今回、その様子も展示で紹介しています。

また展示の事前調査として8月には、市内川合地区の「川のゆかりの深い場所」を巡検し、川の信仰をいまだに残す水神様や県道として地域の人々

の交通を支えた「川合の渡し」、炊事・洗濯などに利用されている「箱井の清水」などを巡りました。その折には、地元で長年住んでいる方々にも、川との関わりなどのお話を伺いました。

最後になりましたが、「ちいさな」展覧会の開催にあたり、ご指導、ご協力いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

2010年10月
展示ガイドボランティア一同 “
[渡辺真澄]



写真1 「川の思い出2010」展覧会設営

5 特別講座「川を味わう料理」

美濃加茂伝承料理の会3班では、調査の成果を活かして、参加体験型講座が開催された。以下は、携わったメンバーの一員である木嶋紗智恵によるふりかえりである。

”この講座は、美濃加茂市民ミュージアムで2010年夏季に開催する企画展「川のほとりで-木曽川流域の考古と歴史から-展」の関連行事に位置づけられました。8月1日に開催することに決まったのですが、担当班メンバーは少し困りました。なにせこれまで美濃加茂伝承料理の会が行ってきた、この地域に伝わる料理を研究し、参加者と共に調理して食するという「四季を食べる講座」では野菜が中心で、川の幸を扱ったことが、ほとんどなかったのです。

そこで私たちはまず、木曽川で子どもの頃から過ごしてきた地域の方にお話を伺いました。

4月上旬には、鮎が帯のようになって木曽川を上ってくる。それは夜、寝ていても臭いでわ

かったこと。そんな時、投網を持って川へ向かったこと。多い時は100匹ほど獲れたこと。昼間より夜の方がよく獲れたことなどを聞きました。

それと共にアンケートでは、子ども時代にシミーズ一丁で泳いだこと、小魚を炭火で焼いて食べたこと、タニシやドジョウ、エビを獲ったことなど、川と共に四季を過ごした懐かしい暮らしの思い出を数多くいただきました。

以上のような調査や検討をふまえて、当日のメニューは、鮎雑炊、鱒の塩焼き、小鮎の甘露煮、しじみ汁、うざく、と決定しました。

ようやくメニューは決まったものの、それからもいろいろとありました、例えば甘露煮のための小鮎は、時期が限られているため、入手できるかととても心配されました。

鮎雑炊の作り方もいろいろあります。リハーサルでは、①鮎を塩焼きにして米の上に乗せて一緒にご飯を炊き、鮎の頭や太い骨を除いて混ぜ、味をみながら塩加減する方法、②先にご飯を炊いて同時に鮎も塩焼きしておき、身をほぐしてから水分を多くしたご飯とあわせる方法などを試みました。当日は②で調理しました。

美しい姿で塩焼きを焼くには、内臓の出し方にもこだわります。割り箸を口から刺して「えら」を通し、腹に刺してひとひねりすればきれいに口から内臓が抜けていきます。踊り串の刺し方も練習してコツを覚えました。

当日は夏の日差しが強かったので、鱒を炭火で焼く時は、皆の額から汗が吹き出しました。

小鮎の甘露煮は、鍋に調味料を入れて沸騰させ、そこへ1匹ずつ入れました。弱火で時間をかけて煮込んでいくと汁気が少なくなります。その後、鍋を持ち上げて焦げつかないように左右へ回しながら汁気が鮎にからまるようにすると、形を崩すことなく、こってりと艶よく仕上げることができました。

うざくは、うなぎの蒲焼きときゅうりの酢の物です。また、伝承料理の会メンバーによる季節の漬物もいつもどおり配膳に加えました。

このようにして「川を味わう料理」ができました。まゆの家の座敷に配膳して、参加者と共にお

いしくいただきました。

食事の時には、子どもの頃の木曾川での魚獲りなどの思い出も一同で語り合いました。太田橋の下流の水位が増すと、魚が浅瀬に寄ってきて内川が二つできたこと、四つ手網でアユやシロハエがたくさん獲れたこと、魚を家で佃煮にしてもらい、その時の味は今でも忘れられないこと、清水ではスイカがいつも冷やしてあったことなど。また、「ウエ」という竹で編んだ漁撈具を再現して会場に持って来て下さった方もありました。このような時間を通じて、参加者の子どもの頃には、夏になると川で魚を獲るなどして楽しく遊び、皆が同じように川と共に過ごしていたことが思い出されました。

また講座中には、桶に氷水を張って、伝承料理の会メンバーの畑で収穫されたトマトや太くて曲がったキュウリを浮かべました。そして金魚鉢では、田んぼのドジョウが泳いでいました。このような雰囲気づくりは、昔を思い出すきっかけとなり、暑い中の清涼感にもなりました。

試行錯誤の連続でしたが、味わう機会の減った「川の恵み」を改めて見つめ直すことができました。今後の生活に取り入れたり、伝えていけたら良いと思います。(図版6参照)”

[木嶋紗智恵]

6 まとめにかえて

前半では、近現代の「川と人」のあり方を探る調査について、後半は調査成果を市民とどのように共有・展開したかについて報告した。

その底辺には、ミュージアムの地盤となる地域の資源を調査研究して再発見の契機とし、蓄積していくこと。次には、その資源の素晴らしさなどを伝えようとする。その過程でミュージアムは市民が相互に交流したり、新たな発信のできる場となるよう、「磁場」「触媒」として機能できるのではないかという発想がある。

一方で参加者としては、ミュージアムと協働した事業への参加経験を出発として、得られた思いなどを関わった者同士で共有していく。それがやがて展示や講座、報告という形に結実し、総合化が進む。

その後、参加者はこのような機会を通じて自身が獲得したものをミュージアムから地域へ持ち帰ることになるのかもしれない。

最後になりましたが、展示ガイドボランティア、美濃加茂伝承料理の会3班の皆様をはじめ、一連の事業に関わっていただいた方々に心よりお礼申し上げます。(文中の氏名は敬称略)

(ふじむら しゅん 美濃加茂市民ミュージアム学芸員)

川のほとりで — 箱井の清水 —

川合町には、箱井の清水が残されています。川へ流れ落ちる清水を利用して、段差のあるいくつもの箱状のものが並び、そこを流れる清水が生活用水に利用されています。

上ではきれいな野菜などを、下は汚れた洗濯物などを洗っていたようです。

以前は、木曾川沿いに清水がわき出る場所がいくつもあり、付近の人々によって管理・利用されていました。現在では、ほとんどみられなくなりました。
[田口美代]



図版 2 箱井の清水

川のほとりで — 川合の渡し —

平成22年6月22日、今渡ダムのすぐ上流にある川合湊（美濃加茂側）を訪れました。すぐ近くにお住まいの方にお話を伺うことができました。

今では、川に降りる小さな階段だけが湊であった面影を偲ばせているのですが、昭和初期、今渡ダムができるまでは、水面はもともと広く、広い川原があったようです。対岸の可児川合湊と、木曾川・飛騨川合流地点に突き出しているような小山高崎を結ぶと、ちょうど三角形のようになります。

この線上を船が行き来していて、重要な交通手段であり、県道となっていました。
時刻表などはなく、「おーい」と呼ぶと舟が来てくれて往来するという、のどかな時代だったようです。この三角形を泳いで渡ると、一人前の少年になったとみなされたそうです。

渡し場跡のすぐ前には馬頭観音がまつられており、陸路で運ばれた荷物が、ここで舟に積み込まれ、川を下っていたそうです。重要な交通の要であったことが伺えます。
観音様はよく手入れされ、きれいな花が手向けられています。現在でもお世話をされているとのことでした。
人の心の温かさを感じました。

[田口美代]



図版 1 川合の渡し

川のほとりで — 川合のムクノキ —



梅雨の蒸し暑さと、強い日差しの中を歩いてきた私たちは、思わずこの巨木のもとへ吸い寄せられました。

木陰は、まさに大きな自然のクーラー—そのものでした。

樹齢約800年・高さ約20m・周囲約7.8m、岐阜県指定天然記念物であり、東側にのびるエノキとの合体木になっています。

少し前まで、ゴザを敷き、食べ物を持ち寄り、近所のお年寄りのみなさんの語らいの場でもあったそうです。

古くは、道行く人々のやすらぎの場所として。<川合の渡し>を見下ろしながら、今も悠々と周りを見つめています。



【川尻かおる】

図版4 川合のムクノキ

川のほとりで — 常夜灯を兼ねた水神 —

川合八幡神社には、常夜灯がありました。嘉永6(1853)年に建立されたものです。

四面にはそれぞれ、「天照皇太神宮」や「金毘羅大権現」などの文字が刻まれています。人々は川との暮らしについて、どれほど神々に祈っていたかが忍ばれました。

以前は、川合の渡し場にありましたが、昭和初期になって発電所ができる、その場所が水没したため、現在の神社境内に移築されました。河岸段丘が高くなった所にある神社からは、一直線に木曾川の水面を見下ろすことができます。
[田口美代]



図版3 常夜灯を兼ねた水神

思い出を話してくださった方の

年齢 : 30代 40代 50代 **60代** 70代 80代 90以上

性別 : 男・**女**

出身地 : 美濃加茂市 町 他市 [**川辺町**]

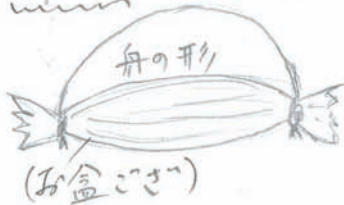
関わった川の名前 (わからなければ大まかな場所をかまいません)

[**飛騨川**]

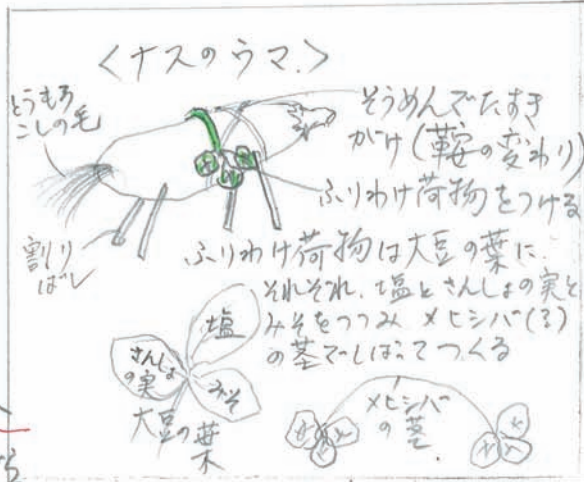
思い出

おしろ様 (お精霊様)

お盆(7月13、14、15日)の間に供えられた供物と、
ナスで作ったうまをお盆こぎに包み、両端をしぼって
舟の形に見立てる。



水を送り火をたいて、
川へ流す。霊魂が
水に乗って、川の向こうの
海の向こうの補陀落へ
流れて行くようにと祈りながら



上記の思い出の年代

[**昭和** 平成]

30年ごろ]

40年代頃

図版5 「川の思い出」アンケート (回答)



鮎獲りの話を聞く（事前）



講座のはじまり



鮎の踊り串



当日の献立



食べたり・語り合ったり



川の思い出を語る

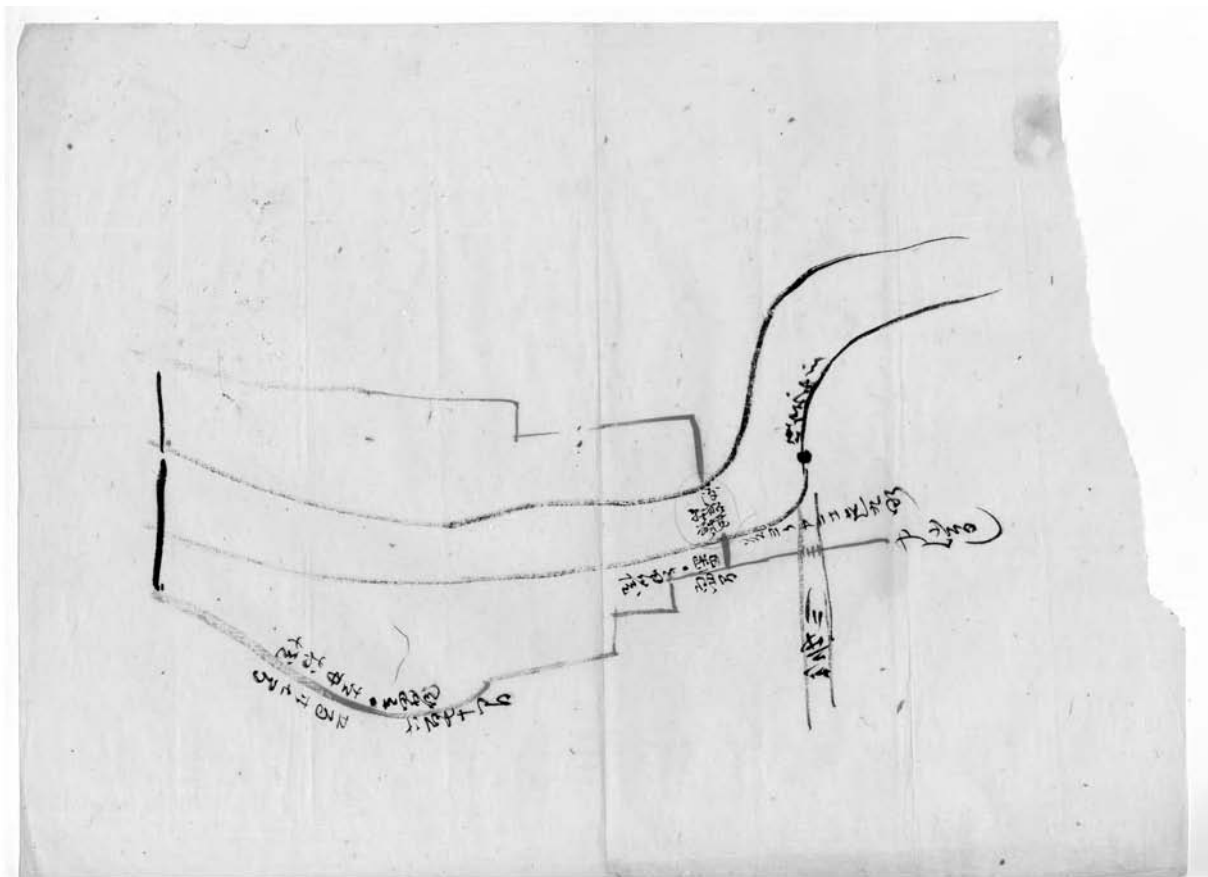


会場の演出(ドジョウ)

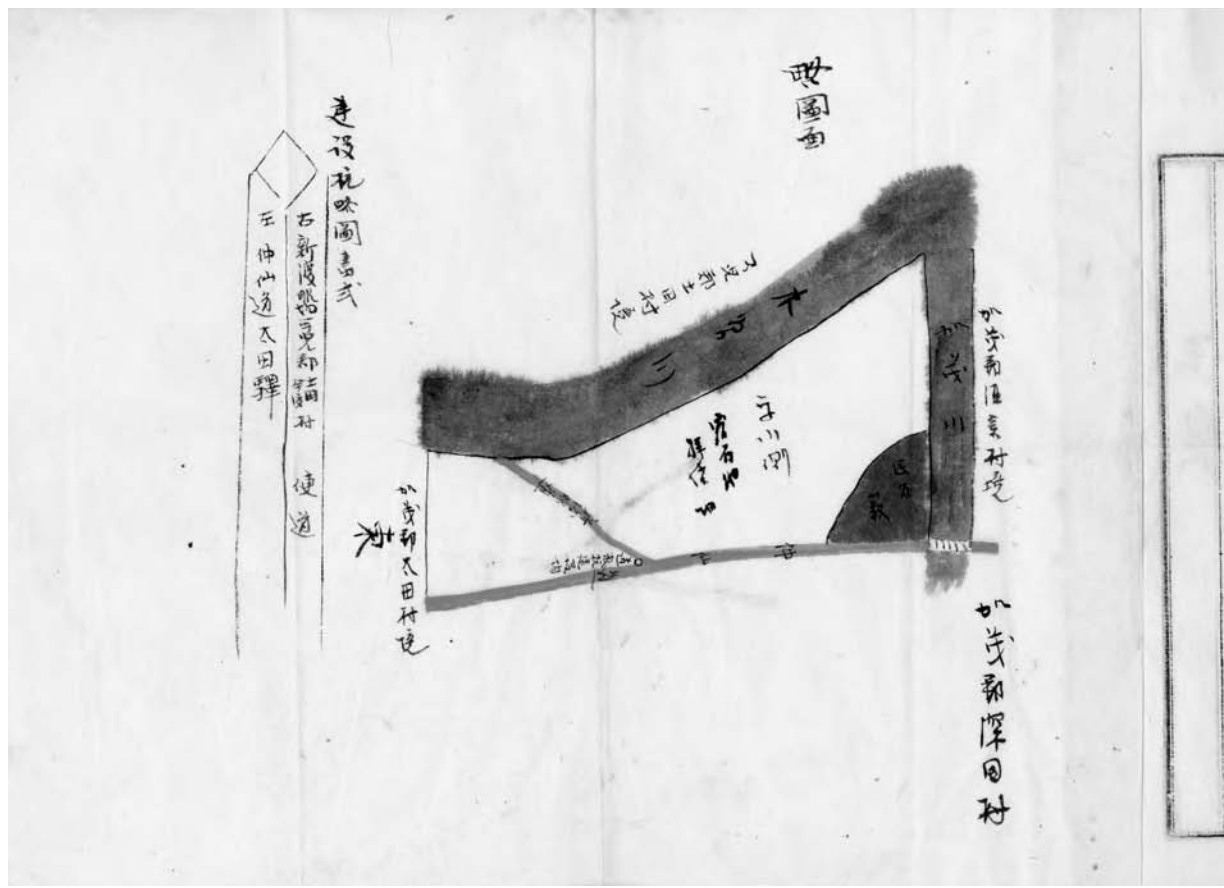


会場の演出(漁撈具)

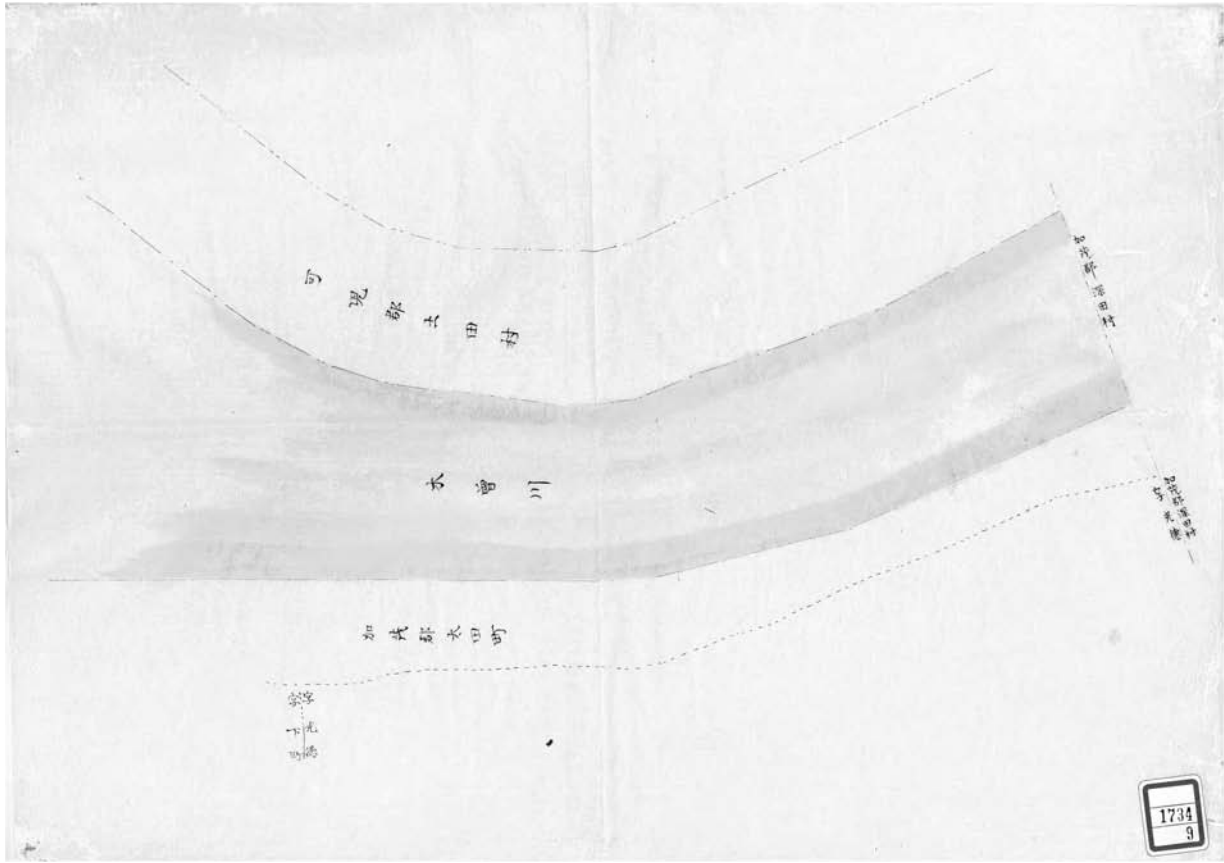
図版6 特別講座「川を味わう料理」



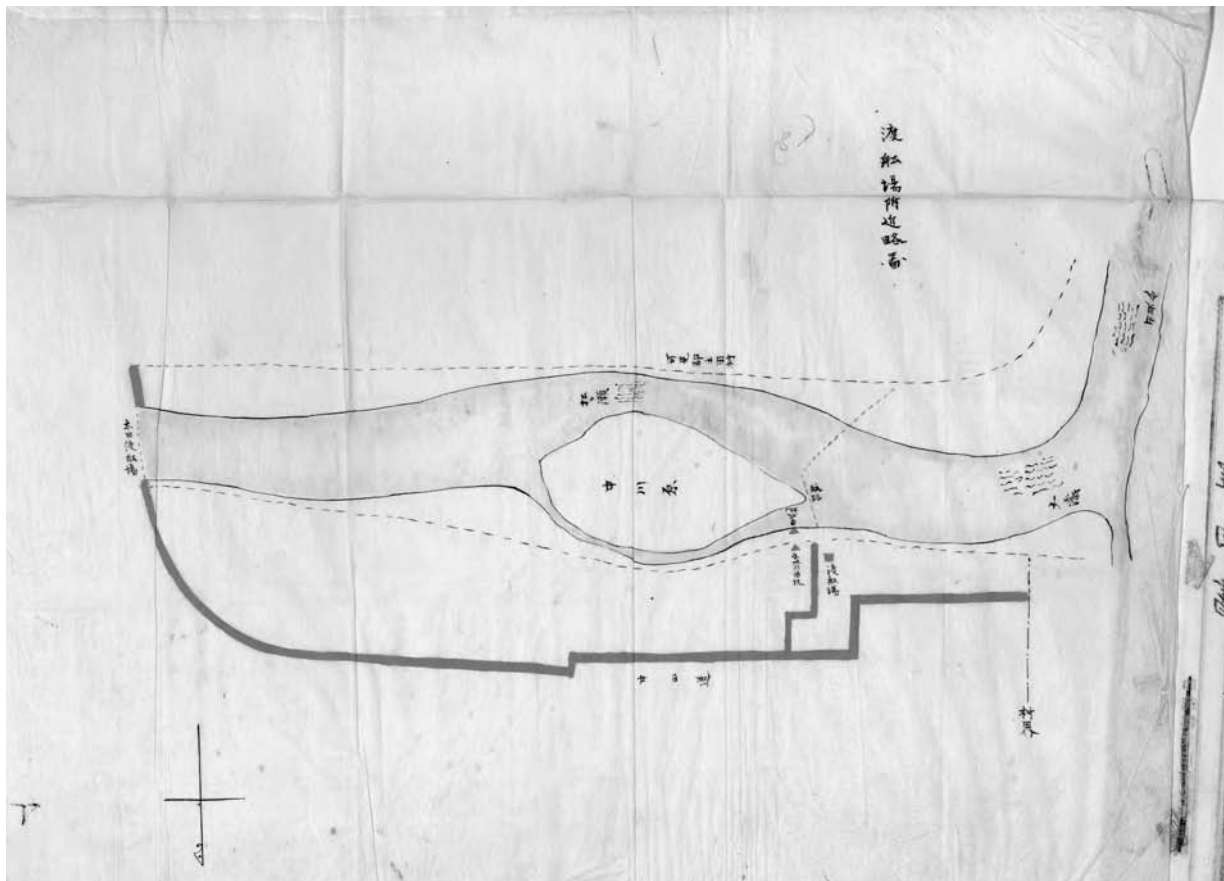
資料番号一七三四一三一 (縦二四・七×横三三・四)



資料番号一七三四一三六 (縦二四・六×横三四・八)

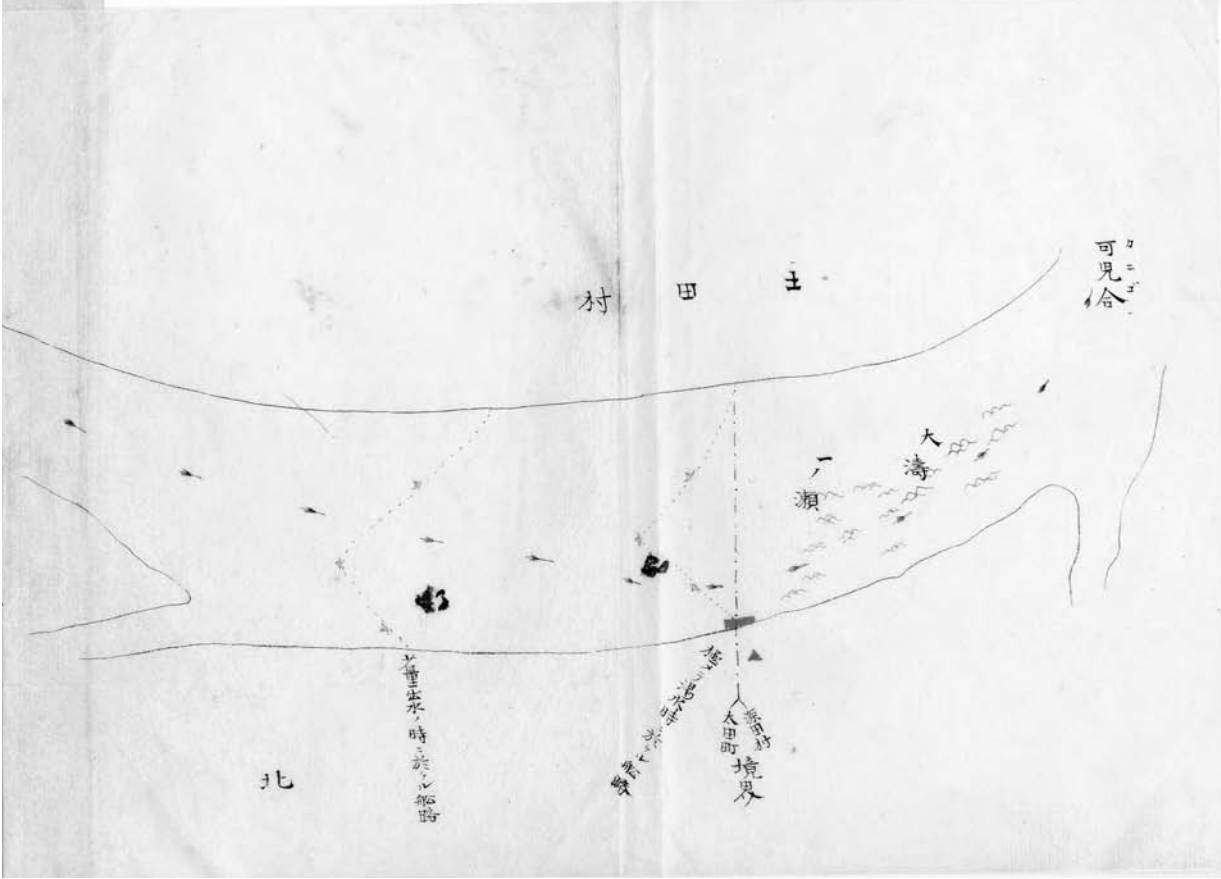


資料番号一七三四一〇九(縦二九六×横四一・六)

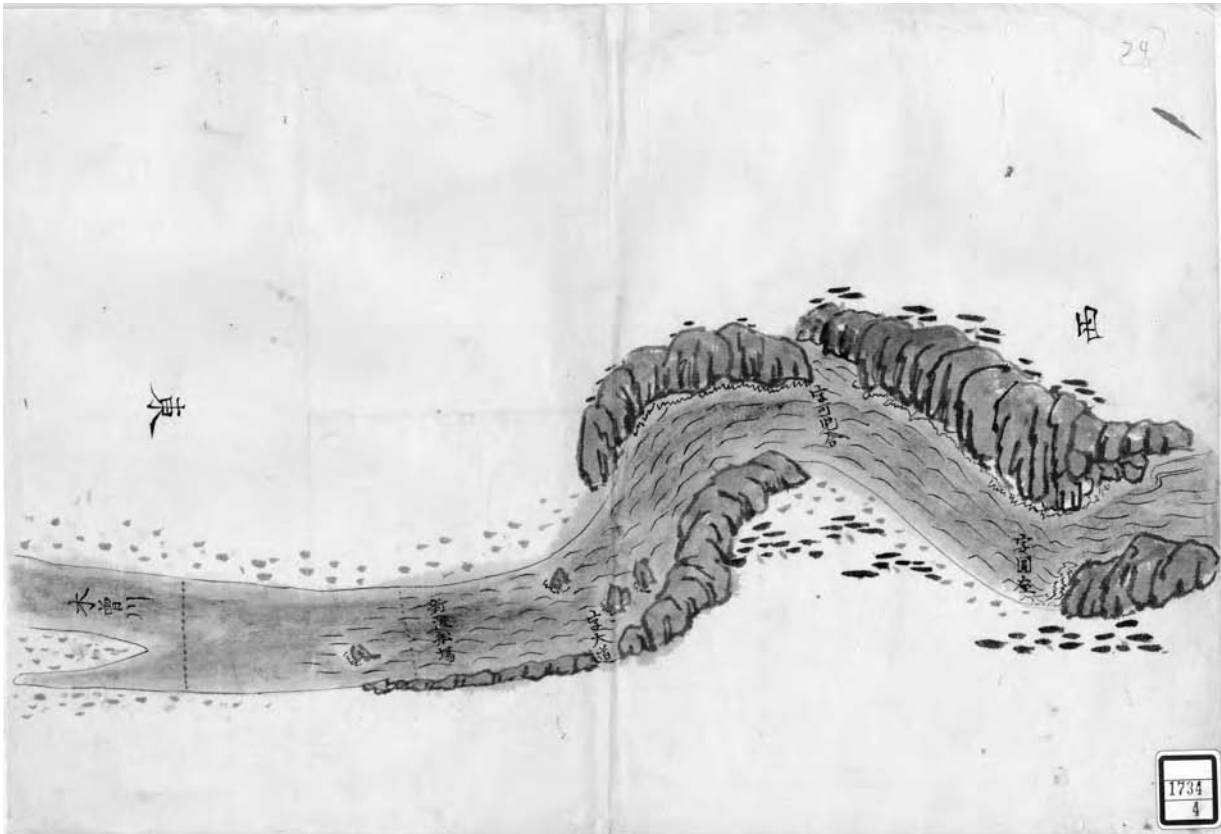


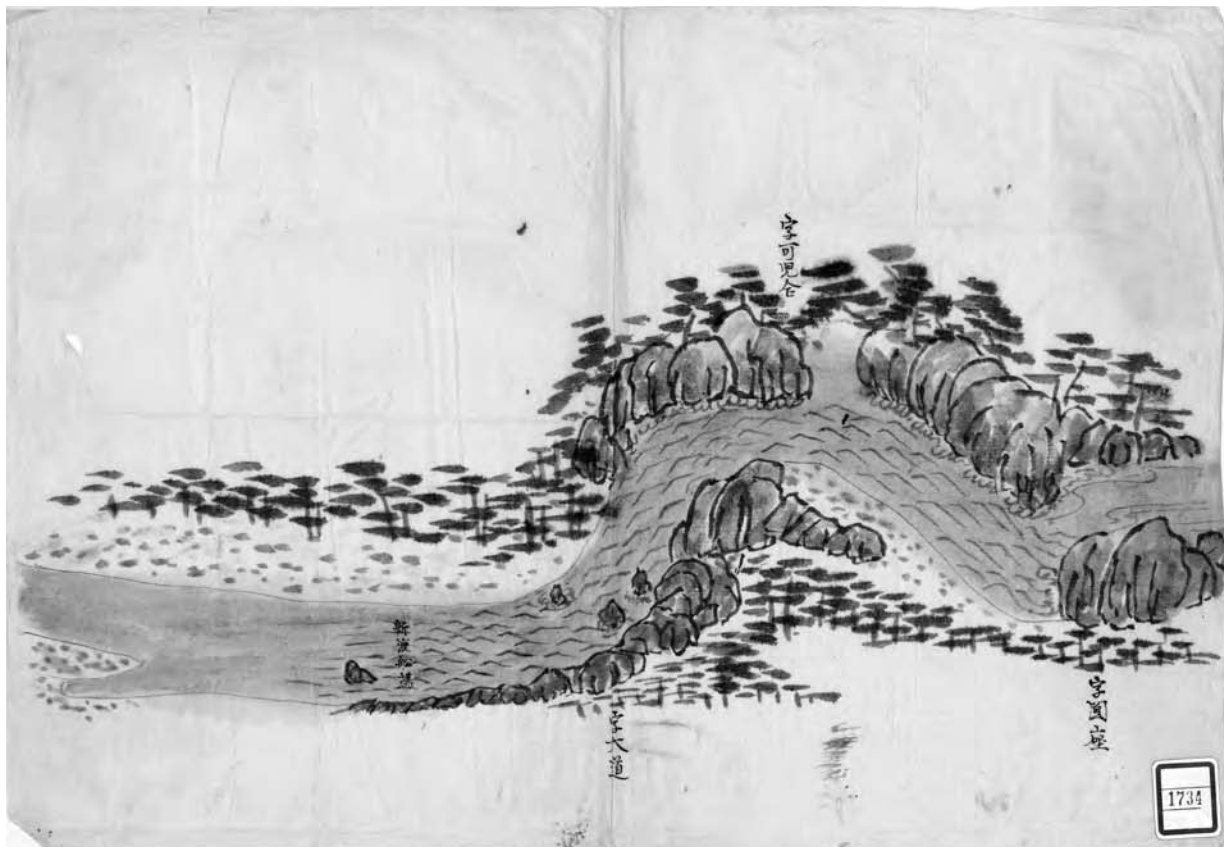
資料番号一七三四一〇(縦三三〇×横四〇・九)

資料番号一七三四一〇三(縦二〇.二×横三〇.二)

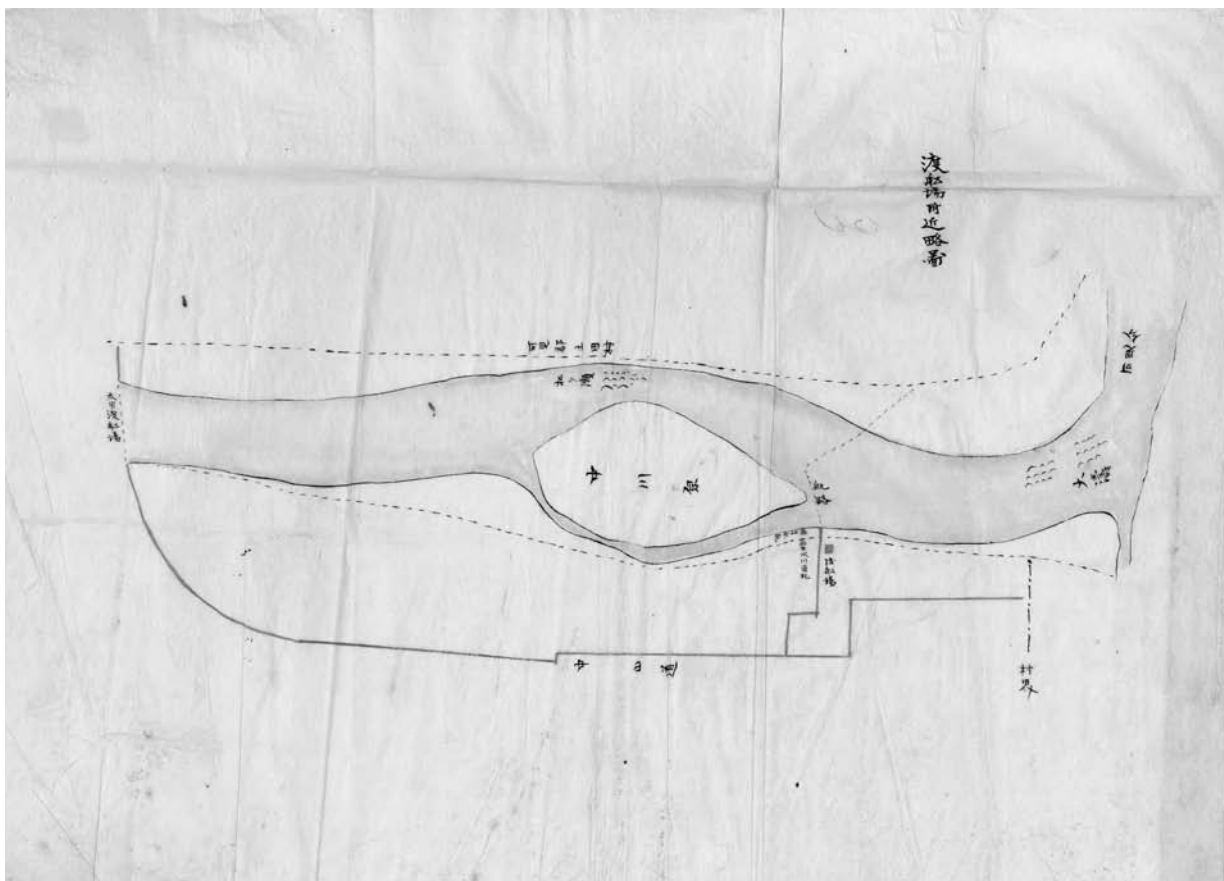


資料番号一七三四一〇四(縦二七.六×横三九.八)





資料番号一七三四（縦二七・四×横三九・六）



資料番号一七三四一〇二（縦三一・六×横四一・七）

第三條

一右渡船場之儀、若シ村方御都合ニ依リ何時場所替等相成候共、聊力故障申間敷ハ勿論何方ヨリ合併渡船ニ相成候共、是亦故障申間敷候事

第四條

一右渡船合併相成村方へ差出ス請負金之儀ハ該渡船ニ付幾分之取上ケ賃額ニ応シ御評決被下候、金員出金可致ニ付何分御斟酌之上至当ノ御治定ニ預リ可差出候事

右之條々今般村中御評決相成確定の廉々受負人一同承知之境一札差出申所相違無之、依テ右惣代トシテ調印之上差入申所如件

加茂郡太田村波之上

渡船越立人四拾名惣代

明治十二年八月十七日

林 安右衛門 印

野口 治 吉 印

渡邊 万 吉 印

林 幸四郎 印

林 徳治郎 印

林 善 助 印

本村

戸長役場

御中

前頭箇條之如ク今般拙者立入熟和之上取極メ相成候所相違無之、依テ違約為無之奥書ヲ以テ保証候也

旧副区長美濃輪群次代

明治十二年八月十七日

下川辺村 桜井 龜三郎

〔^(朱書)前書之通今般約定相成正書尙通戸長役場江差入、副式通之内一ツハ以テ保証人迄差入、一ツハ以テ渡船越立請負人共後日ノ証ニ預リ置惣方納得故障無之旨、当村組内惣代ヲ以申出有之、依テ奥印候也

太田村戸長

林 新右衛門 印

同上 長谷川小三郎 ㊦

同上 渡邊 源太郎 ㊦

加茂郡古井村下古井

總代 座馬 彌三郎 ㊦

同上 日比野 重一 ㊦

同上 日比野 徹 ㊦

(割印)

資料番号一七四二 諸道橋果渡賃の布達に関する写し

岐阜県加茂郡太田町初メ同郡酒祝村古井村等ノ町村ハ木曾川沿岸ニ位ニシ、去ル明治廿九年以來連年大水害[■][■]ヲ蒙リ、様々昨年ノ如キハ古來未曾有ノ洪水ニシテ其ノ慘状ハ言語紙筆ノ尽ス所口ニ之レナリ、就中、太田町ノ如キハ全町ノ洪水ニシテ家屋物品流失ニ少ナカラス、今日ニ至ルモ猶ヲ當時ノ慘況ヲ巡^(視カ)スルニ足ル者アリ、然リ而シテ、近來斯リ年々大水害ニ相遇スル者ハ必竟山林乱伐ノ餘弊ニ起因スルノ説アリト謂^レ当町村ニ至ツテハ亦別々直接ノ近因アフテ然ラシムルコトヲ知レリ、則チ之レカ近因ハ別紙図面ノ如ク^ク対岸ナル可兒郡土田村地内ニ於ヒテ過ル明治廿五年中御料局ヨリ流材留杭ヲ建設セラレタルカ為メニ自然対岸ニ土石ヲ堆積ニ随フテ河心ヲ變移スルニ基因スルハ明カナル事実ニシテ水災ノ時々内務省及ヒ、本県ヨリ臨檢アル所口ノ技師並ニ土木吏員等モ均シク障害タルヲ認メラル、所口タリ、是ヲ以一昨年以來再三再四我カ岐阜県庁ヘ対シ右留杭取り払ノ所置アランコトヲ請願スル毎トニ、既ニ御料局ヘ開申セリトノ言アリト至^レ最所出願以來殆^ニト三ヶ年ノ星霜ヲ經過スルモ、今以御許可ノ如何モ判明セザルノ間ニ於テ、前陳ノ如ク再度ノ水害ニ罹リ猶ヲ又本年モ早ヤ既ニ積雪融解河水氾濫ノ時期モ目前ニ切迫^{スル}スルノ今日タレハ、郡内数千ノ人民ハ兢々トシテ其ノ業ニ安ンセス、

右留杭ノ存廢如何ニヨフテ萬口一致涙ヲ含シテ墳墓ノ地ヲモ去ラントスルコトヒニ唱導スルニ至ル者ハ実ニ可^極ト信ス、以上具申ノ次第二付特別ノ御詮議ヲ以一日モ早ク図面ニ記載スル四ヶ所ノ留流材留杭滞取払ニ願度奉^レ口願候也

資料番号一一六八七 太田渡船越立人請負契約書

渡船越立請負契差入書

木曾川通本村之渡船於テ、人民始メ其他一切越立之儀者本村波之上組林安右衛門始メ四拾名之者引受、從來ヨリ越立來ル処御維新ノ際都而御改正ニ相成、一般村方進退之渡船ニ相成旨、私シ共於テハ從前之通ト誤解致居リ、其儀御役中ヨリ御説諭ヲ受一同了承致候、然而者今般村方一統御許議之上確定ノ旨趣左々

第一條

一 右渡船場於テ越立人夫之儀者從前之如ク波之上組四拾名之者ニテ請負十ヶ年季ヲ以テ越立可致候事、尤モ年季中約定之通無遲滞相勤メ年限相満チ、尚年季續ヲ御願申上候節ハ、必ス私共ヘ御相談可被下候筈ニ候事

第二條

一 前條引受越立ニ付請負金トシテ金拾五円宛毎年六月金七円五拾錢・十二月金七円五拾錢都合兩度ニ本村戸長役場ヘ差出シ可申候、其外当村内人民始メ其他一切越渡シ之節無賃ニテ越立可申外ニ、明治十年ヨリ下古井村地先料トシテ金式拾円也[■]出金可致定約ニテ証書與入有之右之内金五円也、同村人民越立賃錢ト當テ之ヲ引去リ殘金拾五円也[■]宛、年々出金辻足又私共ヨリ正ニ出金可致候事

廿二年十二月七日

加茂郡古井村役場 印

渡舟営業人

渡邊 道太郎 殿

座馬 源 衛 殿

契約書

国道第七号〔中仙道筋〕岐阜県加茂郡古井村下古井ト同縣可児郡今渡町今渡ト交通スル太田渡船場〔木曾川筋〕明治参拾四年四月以后ニ於テ岐阜県ノ直轄スル無賃船トナルニ付、左記ノ各條ヲ太田町ト古井村下古井トノ間ニ契約履行ス

資料番号一七三七 加茂郡潮見村運賃徴収に関する一札

運賃ノ一割ヲ徴収致度候、右償却法ノ予算ハ一日ノ通船上下合シテ八艘ト見做シ、一艘ノ物資運賃金九拾錢ニシテ此物運賃七円式拾錢ナリ、之レカ一割ヲ得ルハ即チ七拾式錢ツ、一日ノ徴収ニ当ルナリ、此割合ニシテ向フ五拾ケ年間中ニハ開鑿費ノ償却ニ充ツルノ見込ニ愚算候間、篤ク御洞察ノ上特別ノ御詮義ヲ以テ願意御聽許被成下度候、依而別紙絵図面并ニ概算書相添へ、此段奉願候也

加茂郡潮見村

明治廿三年 月 日

柘植 富十郎 印

同 柘植 秋三郎 印

岐阜県知事 小崎 利準 殿

資料番号一七四一 太田渡船場に関する契約書

(表紙) (割印) (割印)

「契約書

加茂郡太田町

同郡 古井村下古井

(収入印紙) (収入印紙)

古井ハ之ヲ是認ス

但本件ニ関スル費用ハ太田町ノ負担トス

第二條 前條請負越立事業ヲ営ムハ太田町ヨリ毎年県庁ヨリ交付金ノ内薪炭油等ノ代金ヲ控除シ全ク越立人日当ニ当ル金額ニ対スル壹割ノ金員ヲ古井村下古井へ出金スル

但右金員ハ壹ケ年兩度三月十五日 九月十五日ニ半額ツ、出金ノ

第三條 本県直轄スル無賃渡船ノ方法廃止ノ節ハ從來ノ明治拾年式月廿四日 明治拾九年拾月拾九日契約ヲ復活スル

第四條 太田渡船請負越立ニ就テ第三者ヨリ障害ノ行為アリタルハ締盟者交互一致ノ行為ヲ以テ之ヲ排斥スルニ努ムル

但本條ノ目的ヲ達セスシテ第三者エ太田町ヨリ年々出金ヲ要スルハ双方協商ノ上第二條ヲ更正スル

第五條 本契約書ハ右渡船開始ノ日ヲ以テ成立ト見做シ、太田町ハ町長及總代参名ヲ古井村下古井ハ總代参名ヲ代表者トシ本書式通ヲ作り各老本ヲ保存シ之ヲ証拠トス

右之通契約候也

明治参拾四年壹月参拾壹日

加茂郡太田町

町長 林 五郎 印

總代 渡邊 安五郎 印

敷度、尤も右標準範囲内ニ改定候場所ハ別段出願許可ヲ要セサル旨、主務課より申来り候条御部内各營業人江御參議異議無之モノハ直ニ渡船取締規則第二号雛形ノ揭示札調製当掛江烙印押捺ヲ請求本県ヨリ下付相成居候議達揭示札ハ右日時返納間敷候様、御取計有之候、若山間僻地等ニテ通行人寡少等ノ故ヲ以賃錢標準額ニ抛リ難キ万止ヲ得サル事様有之モノハ其事由ヲ具申可間敷議ニ付右様ノ者有之候得ハ、請營業人一応当役江出願間敷候様、御取計何レニも等閑不相成様敷度候条、御領知可致御取計相成度右及御照会候也

明治廿二年十月廿四日

加茂郡役所第一課

古井村役場御中

(朱書)
「農第六号」

農第八四二号ヲ以テ部内渡舟場ノ内從來ノ往復賃錢ヲ恣ニ片道賃錢ト称シ通行人ヨリ請求候、場所往ニ有之通行人ノ困難不鈔趣相聞甚不都合之儀ニ付右様之儀無之様各營業者工通達可致旨、其筋ヨリ照会相成候条、右不都合無之様御注意相成度、此段申達候也

渡舟營業人 渡辺 道太郎 殿

古井村役場 印

農第八六六号

各渡船場ニ於テ本年七月県令第五十号渡船業取締規則第四条第五条ニ依リ乗客人定員並積載荷物ノ制限ヲ数船ニ釘付シ及水量杭ヲ建設スルハ勿論ノ義ニ

付營業人ニ於テ既ニ実施候義ト存候得共、不日主務課員出張実地檢分候旨申来り候ニ付、其節諸規則ニ抵触候等之義有之候テハ不都合ニ付右様之処無之様予メ御注意相成度此段及御照会候也

明治廿二年十一月七日

加茂郡役所第一課

古井村役場 御中

追而渡船賃錢額揭示札烙印ノ義今以テ御請求出テズ候付、至急願出候様御取計相成度右申渡候也

(朱書)
「農第拾号」

右之通照会相成候ニ付篤ト御熟覽之上其筋へ不都合無之様御注意相成度、此段及照会候也

明治廿二年十一月九日

古井村役場 印

渡邊 道太郎 殿

(朱書)
「農第二〇号」

本年県令第五拾号達ニ依リ、渡船場へ水量杭ヲ建設シ及乗船人員等ヲ木札ニ記入シ数船ニ釘打可致ハ勿論ニ候処、尚近日掛員巡視可相成旨、其筋ヨリ照会相成候ニ付、右御了知之上、掛員巡視之節不都合無之様、予テ御取計口相成度、此段及御通達候也

明治廿二年九月廿二日

組長

板津 佐兵衛 印

渡辺 宮次郎 印

渡辺 直右衛門 印

若宮 信 助 印

板津 大次郎 印

山口 孝 吉 印

渡辺 長太郎 印

手続書

別紙繼續渡船業届書へ対岸村惣代連署ノ義、岐阜県濃省課へ相伺候処、渡船開業願ニハ地元村惣代及対岸村惣代ノ連署ヲ要スレ共、従前ノ渡船場ニシテ繼續渡船業届ニハ連署ヲ要セス渡船主ヨリ届出ヘキ義ト御回答有之候間、此(通カ)手続書ヲ以テ申上候也

加茂郡古井村

大字上古井惣代

明治廿二年九月 日

渡辺 直右衛門

渡辺 道太郎

座馬 源 衛 印

加茂郡長 錦見 貫一郎 殿

渡船賃錢標準額

| | | | | | | |
|-------------|----|-------------|--------------|-------------|------------|-----------|
| 川筋 | 一人 | 牛馬一疋 口付共 | 人力車一輛 車夫共 | 荷車一輛 車夫共 | 釣荷物 人夫共 | 駕籠 人夫共 |
| 木曾 | 五厘 | 一〇厘 | 七厘 | 一五厘 | 一五厘 | 一五厘 |
| 長良 | 三 | 六 | 四 | 九 | 九 | 九 |
| 揖斐 | 三 | 六 | 四 | 九 | 九 | 九 |
| 益田一名 飛騨川 | 四 | 八 | 六 | 一二 | 一二 | 一二 |
| 木曾分流 | 三 | 六 | 四 | 九 | 九 | 九 |
| 其他各川 | 二 | 四 | 三 | 六 | 六 | 六 |

備考

駕籠人力車ノ賃錢額ハ乗客ヲ除ク賃錢ナリ、荷車賃錢額ハ荷物ノ有無ニ関ハラス一人持荷物ハ賃錢ヲ請求スルヲ許サス、水量ノ増減ニテ賃錢割増ヲ請求スルヲ許サス

〔庶第拾五号〕

渡船賃錢之儀ニ付別紙写之通り其筋ヨリ申来リ候付、熟覽之上早々其筋何等申出可有候、此段及通知候也

明治廿二年十月三十日

古井村役場 印

渡船營業人

渡邊 道太郎 殿

農第八二八号

本年本県令第五十号渡船業取締規則ニヨリ各渡船場營業届ヨリ繼續營業ノ義届出ニ付、縣下各渡船ノ賃錢対照調査候処、各場区々ニシテ甚夕不権衡ノケ所モ不残候付、川筋ニ依リ左記ノ通り賃錢額標準相定メ不権衡無之様改定間

一金壹錢六厘 荷車壹輛車夫共
 一金壹錢六厘 馬壹疋馬夫共
 一金壹錢貳厘 兩掛壹荷人夫共
 一金 貳 錢 駕籠壹挺乘客昇夫共
 一金 貳 錢 釣荷人夫共

繼續渡舟業御届

明治廿二年七月本県令第五拾号ヲ遵守シ繼續渡船業仕度候間、左之各項ヲ具シ此段御届候也

明治廿二年八月廿日
 加茂郡古井村 大字上古井總代 座馬 源 衛 [印]
 渡邊 直右衛門 [印]
 加茂郡古井村惣代 渡邊 道太郎 [印]

岐阜縣知事 小崎 利準 殿

一川 名 木曾川
 一街 道 名 飛驒街道
 一常 水 量 川幅百廿間中央深川岸淺急流ナリ
 一水 留 ノ 水 度 五尺以上出水ノ片出船ヲ留ム
 一乘 船 人 定 員 人八十八人牛馬八一頭ヲ五人
 一積 載 荷 物 ノ 制 限 荷物八十八貫ヲ一人一人卜同視ス

一常備船艘数 二艘
 一其 構 造 鶺鴒形
 一賃 錢 ノ 定 額 片道人一人金 人力車金
 賃貨從前ノ通記入セリ
 平素 二人
 出水 三人
 一舟 丈 ノ 定 員
 前後渡船場
 上流兼山村渡船場へ一里
 下流太田村渡船場へ三十丁

加茂郡古井村大字上古井惣代

座間 源 衛 [印]
 渡邊 直右衛門 [印]
 渡邊 道太郎 [印]

(添付絵図面)

可兒郡今渡村川合組惣代
 渡邊 道太郎 [印]

決議書

一金六円八拾壹錢三厘
 明治二十一年七月ヨリ同正月迄一村持貢租諸入費予算不足

一金四円拾七錢六厘
 村社祭典費

一金五拾錢

村社燈明料

一金貳円四拾錢

神官給料

右八本村渡船収益金ヲ以テ^支収出之儀決定候事

同 国加茂郡太田村渡船營業人
兼松 新兵衛 ㊟

右深田村戸長
三品 市太郎 ㊟

右土田村戸長
金子 伊平治 ㊟

右太田村戸長
林 照太郎 ㊟

岐阜県令 小崎 利準 殿

資料番号一七三五 木曾・飛騨川渡船賃錢定

御願

加茂郡上古井村

右八木曾飛騨兩川津渡賃錢之儀ハ、明治十四年 月中御許可相成候、別記賃
錢額之通有之候処、今般更ニ別記賃錢之通輕減仕越立營業致度候間、御聞届
被下度此段奉願候也

明治二十年六月 日

右村渡舟營業人
渡邊 直右衛門

岐阜県知事 小崎 利準 殿

資料番号一七三四一二六 標柱設置に関する願

(附箋)

御願

加茂郡深田村

右八今般別紙函面之場所ニ人民便宜ノ為メ左式標柱之通道教抗建設致度候
間、何卒御許可被下度此段奉願候也

右村惣代願人
三品 藤右衛門 ㊟

明治十六年四月

兼松 和三郎 ㊟

前書之通相違無之候也

右村戸長
三品 市太郎 ㊟

明治十四年御許可木曾川筋賃錢

一金 壹 錢 人壹人

一金 貳 錢 馬壹疋口付共

一金 貳 錢 五厘 人力車壹輛乘客車夫共

一金 壹 錢 六厘 兩掛其他一人持荷物一荷

一金 四 錢 長持其他釣荷壹荷

同年御許可飛騨川筋賃錢

一金 八 厘 人壹人

一金 壹 錢 六厘 人力車乘客車夫共

一金 貳 錢 馬壹疋口付共

一金 壹 錢 五厘 兩掛其他一人持荷物壹荷

一金 三 錢 貳厘 長持其他釣荷

一金 八 厘 人壹人

一金 壹 錢 貳厘 人力車壹輛乘客車夫共

右明治十四年本県甲第八十九号御布達基キ更ニ前書之通制限相設候様仕度候間、御許可被成下度此段奉願候也

明治十六年四月六日

美濃国加茂郡深田村渡船營業人

三品 喜平 印

山品 安右衛門 印

同 国可児郡土田村渡船營業人

長瀬 藤五郎 印

長瀬 又七 印

同 国加茂郡太田村渡船營業人

兼松 新兵衛 印

右深田村戸長

三品 市太郎 印

右土田村戸長

金子 伊平治 印

右太田村戸長

林 照太郎 印

岐阜県令 小崎 利準 殿

渡船之儀ニ付願

可児郡土田村 深田村 并仲仙道今渡村通支道

一加茂郡太田村 深田村 可児郡土田村地内

加茂郡太田村可児郡土田村間

一木曾川渡船 地元加茂郡 深田村 太田村 可児郡 土田村 立会

但、水度急流

一渡船賃定額ハ従前御届済ニ相成居候ニ付、爰ニ記載不仕候

一当渡船場ニ八船式艘相備有之候

内

甲 馬船壹艘 明治十一年 新造

但、梁ヨリ梁マテ坪数貳坪七分

乙 鵜飼形壹艘 明治八年 新造

但、梁ヨリ梁マテ坪数壹坪八分

一二渡ニ越立候乗客ハ左ノ人員ヲ限リトシ、之ヨリ超過シ候分ハ一切越立不申候

甲 壹艘 乗客貳拾貳人

乙 壹艘 乗客拾四人

一若荷物又ハ牛馬等ヲ合載候ハ荷物ハ拾五貫ヲ一人ト同視シ、人力車

乗客并 車夫ヲ除ク 三人、荷車 荷物并 馬士ヲ除ク 五人、牛馬 馬士ヲ除ク 十人ト見做シ之ニ準シ乗客

之人員ヲ減少可仕候

一鵜飼形船之儀ハ牛馬難越立ニ付、乗客荷物及人力車、荷車ヲ越立、牛馬ノ

儀越立不仕候

一定水四尺増ニテ馬通路ヲ留メ右寸尺迄ノ落水ニテ明ク八尺増ニテ人通路ヲ

止メ、右寸尺ノ落水ニテ明ケ申候

但、定水四尺増ヨリ八尺増迄ノ間ハ乗客八人減越立申候

一右之外明治十四年本県甲第八十九号御布達、其他追々御達之趣キ并従前出

願仕候、廉々共遵守可仕ハ勿論候

右明治十四年本県甲第八十九号御布達ニ基キ更ニ前書之通制限相設ケ候様仕

度候間、御許可被成下度此段奉願候也

明治十六年四月六日

美濃国加茂郡深田村渡船營業人

三品 喜平 印

山口 安右衛門 印

同 国可児郡土田村渡船營業人

長瀬 藤五郎 印

長瀬 又七 印

資料番号一七三四―二四 飛驒川渡船賃定

加茂郡西柵井村渡船場

渡船場之儀多人數ニ及候迄行旅ヲ留置候テハ不都合候條、仮令忝人タリモ早々出船可致、且明治八年内務省甲第拾六号布達之趣相心得、各種之賃額川場ハ勿論賃錢受取所へモ明瞭揭示シ、賃錢諸取方ニ付時間ヲ費シ候義無之様、厚ク注意可致候事

明治十七年八月十三日

岐阜県

飛驒川筋

美濃国加茂郡西柵井村

渡船賃定

一金 八厘 人忝人

一金老錢六厘 馬忝疋 口附共

一金老錢貳厘 両掛其他忝人持荷物 忝荷人夫共

一金三錢貳厘 長持其他釣荷 忝荷人夫共

右之通士民之無差別可差出事

明治十四年五月二日

岐阜県

右之通りニ御座候也

加茂郡西柵井村人民惣代

明治二十年六月三日

田原 鶴藏 ㊦

資料番号一七三四―二五 太田・深田・土田渡船願書

渡船之儀ニ付願

可兒郡土田村并仲仙道今渡村通支道

一加茂郡深田村 太田村可兒郡土田村地内

加茂郡深田村 太田村可兒郡土田村間

一木曾川渡船 地元加茂郡 深田村 太田村 可兒郡 土田村立会

但、水度急流

一渡船賃定額ハ従前御届済ニ相成居候ニ付、爰ニ記載不仕候

一当渡船場ニ八船貳艘相備有之候

内

甲 馬船壹艘 明治十一年新造

但、梁ヨリ梁マテ坪数貳坪七分

乙 鵜飼形壹艘 明治八年新造

但、梁ヨリ梁マテ坪数壹坪八分

一ニ渡ニ越立候乗客ハ左ノ人員ヲ限リトシ、之ヨリ超過シ候分ハ一切越立不

申候

甲 壹艘 乗客貳拾貳人

乙 壹艘 乗客拾四人

一若荷物又ハ牛馬等ヲ合載候ハ荷物ハ拾五貫目ヲ一人ト同視シ、人力車

乗客并 車夫ヲ除ク三人、荷車荷物并ニ 車夫ヲ除ク五人、牛馬馬士ヲ 除ク十人ト見做シ之ニ準シ乗客ノ人

員ヲ減少可仕候

一鵜飼形船之儀ハ牛馬難越立ニ付、乗客荷物及人力車、荷車ヲ越立、牛馬ノ

儀越立不仕候

一定水四尺増ニテ馬通路ヲ留メ右寸尺迄ノ落水明ク八尺増ニテ人通路ヲ止

メ、右寸尺迄ノ落水ニテ明ケ申候

但、定水四尺増ヨリ八尺増迄ノ間ハ乗客八人減越立申候

一右之外明治十四年本県甲第八十九号御布達、其他追々御達之趣キ并従前出

願仕候、廉々共遵守可仕ハ勿論候

深田村副戸長

三品 藤右衛門〔印〕

戸長

古藤 鶴五郎〔印〕

美濃輪 群次 殿

水野 豊 殿

御届書

加茂郡深田村新渡船場之義ニ付、彼是内輪差入組太田村ヨリ先般御願申上候
ニ付、三ヶ村御召出御利解之上内輪熟談約定書可差上旨被仰渡、段々内輪談
判及候処、兎角熟談相整不申、仍而副区長手前へ申出双方江行渡別紙之通今
般約定予而両村発願面ニ基キ違約無之筈熟談相整申候、依之条約書写相添御
届奉申上候以上

太田村副戸長

兼松 欽次郎〔印〕

戸長

福田 九一郎〔印〕

土田村副戸長

大嶋 弥平次〔印〕

戸長

金子 五左衛門〔印〕

深田村副戸長

三品 藤右衛門〔印〕

戸長

古藤 鶴五郎〔印〕

岐阜県権令 小崎 利準 殿

前書之通相違無之、依之奥印仕候也

第十大区副区長

中蜂屋村

美濃輪 群次〔印〕

第十一大区副区長心得

東帷子村

水野 豊 〔印〕

約定書

新規渡船之義、先般御県庁御願濟ニ相成、營業罷在候処違約之廉有之、太田
村ヨリ出訴仕候処、内輪において熟談可仕旨被仰付、依之各方江段々奉懸御苦
勞候処、今般熟談相整発願面并約定書之通屹度相守毛頭違約不致筈取極候、
依之約定書差上申候以上

太田村副戸長

兼松 欽次郎〔印〕

戸長

福田 九一郎〔印〕

土田村副戸長

大嶋 弥平次〔印〕

戸長

金子 五左衛門〔印〕

深田村副戸長

三品 藤右衛門〔印〕

戸長

古藤 鶴五郎〔印〕

美濃輪 群次 殿
水野 豊 殿

美濃国加茂郡^{西脇村}上古井村立会

渡船賃定

一金 八厘 人老入
一金老銭六厘 馬老疋 但口附共
一金 貳 銭 人力車老輛 但乘人車夫共
一金老銭貳厘 両掛其他老荷老人持荷物 但人夫共
一金三銭貳厘 長持其他老荷釣り荷 但人夫共
右之通貨銭相払通行可致事

加茂郡上古井村

明治十四年四月十八日

森田 平七 印

岐阜県

資料番号一七三四一三三 太田・深田・土田新渡船場に関する届書

(割印)

御届書

加茂郡深田村新渡船場之義ニ付、彼是内輪差入組太田村と先般御願申上候ニ付、三ヶ村御召出御利解之上内輪熟談約定書可差上旨被仰渡、段々内輪談判及候処、兎角熟談相整不申^{〔仍〔未〕悉〕}而副区長手前江申出双方へ行渡別紙之通今般約定予而両村発願面ニ基キ違約無之筈熟談相整申候、仍之条約書写相添御届申上候也

明治九年四月

太田村副戸長

兼松 欽次郎 印

戸長

福田 九一郎 印

土田村副戸長

大嶋 弥平次 印

戸長 金子 五左衛門 印

深田村副戸長 三品 藤右衛門 印

戸長 古藤 鶴五郎 印

岐阜県権令 小崎 利準 殿

前書之通相違無之、仍之奥印仕候也

第十大区副区長

中蜂屋村

美濃輪 群次 印

第十一大区副区長心得

東帷子村

水野 豊 印

(別紙)

約定書

新規渡船之義、先般御具庁御願濟ニ相成、營業罷在候処違約之廉有之、太田村ヨリ出訴仕候処、内輪において熟談可仕旨被仰付、依之各方江段々奉懸御苦勞候処、今般熟談相整発願面并約定書之通屹度相守毛頭違約不致筈取極候、依之約定書差上申候以上

明治九年四月

太田村副戸長 兼松 欽次郎 印

戸長 福田 九一郎 印

土田村副戸長 大嶋 弥平次 印

戸長 金子 五左衛門 印

無之、其他種々実地不当ノ廉有之儀ニ付、速ニ事實御取糺ニ預リ今般深田村
へ御下附ノ揭示書一時御引揚相成度、此段一村惣代連署を以奉願候

加茂郡太田村

惣代

明治二十年五月

渡邊 今次郎 ㊟

林 庄次郎 ㊟

岐阜県知事 小崎 利準 殿

前書之通願出事實相違無之候ニ付奥印候也

加茂郡太田村

明治二十年廿八日

戸長 伊藤 成 親

資料番号一七三四―二〇 木曾川諸渡船場

羽栗郡 神置村 立会渡
下中屋村 馬船無

諸道橋累渡船賃儀者、各種賃額川場勿論賃銭請取所へモ明瞭揭示可致、且賃
銭請取方ニ付テハ、時間ヲ費シ通行人ニ迷惑不相成様厚ク注意可為致、此旨
布達候事

明治八年七月二日

内務卿 大久保 利通

右之通ニ此条其意候、尚大藏省明治六年五月七日、御布達之旨、照合シ破口
一人タリ^レ行旅ヲ留置候等者幣習無之様厚ク可心懸候事

明治十二年四月九日

岐阜県令 小崎 利準

木曾筋五ヶ所

○羽栗郡上中屋村馬船無渡船場ノ儀、多人数ニ及ヒ候迄、行旅ヲ留置候ニテ
不都合候条、仮令老人タリトモ甲ニ出船可致、且明治八年内務省甲第十六号
布達之趣相守各種之賃銭川場ハ勿論賃銭ヲ請取所へモ明瞭揭示シ賃銭請取方

ニ付時間ヲ費シ候儀無之様、厚ク注^意可致事

明治十四年四月四日

岐阜県

○^{各務}郡小山村渡卒渡

揭示太田川通り

○羽栗郡松倉村渡馬船無字伊行鳥

此渡揭示趣太田川同

○羽栗郡米埜村 立会渡

笠田村 馬船なし

一度なかれ今でハぬすまれ

資料番号一七三四―二二 飛驒川筋渡船賃定

渡船場ノ義多人数ニ及ヒ候迄、行旅ヲ留置候テハ不都合候条、仮令老人タリ
^レ早々出船可致、且明治八年内務省甲第十六号布達ノ趣相心得、各種之賃額
川場ハ勿論賃銭受取所へモ明瞭揭示賃銭請取方ニ而時間ヲ費シ候義無之様、

厚注意可致候事

上古井村

明治十七年七月廿八日

森田 平七 ㊟

飛驒川筋

資料番号一七三四一九 太田・深田・土田合併渡船に関する願書

御願

加茂郡 深田村
加茂郡 太田村
可児郡 土田村

右三ヶ村合併渡船之儀ハ、過ル明治八年中区内往復便宜ノ為航通致シ旅人一切越立サルノ定約ヲ以願濟開業仕居候、然ルニ尔後深田村於テ右定約ニ違犯之廉有之、数度御県庁之御説諭ニ預リ内輪熟議ヲ以テ別紙之通双方連署上申仕置候処、尚又違約致シ間々旅人越立候儀ニ付、兎角両村ノ紛議難相止旁々以本村ヨリ再三御県庁、或ハ警察分署等へ上申之次第モ有之故ヲ以、最初ヨリ本年ニ至ル十ヶ年以上ニ及フモ他ノ渡船場ト違ヒ、明治九年本県甲第十六号御達ニ基キ、賃額揭示書ノ御下附モ出願不仕、且又十四年本県甲第八十九号川船取締規則第七條ニ依リ夫々制限取究メ御認可ヲ受カタルノモ無之夫是紛議談判中ニ付、実ニ不規律ノ渡船場ニ有之、殊ニ新規開業ノ当時トハ違ヒ、目今ニテハ水勢モ大ニ変更致シ甚タ危儉ノ愁ヒ不尠別シテ牛馬ノ如キハ實際越立不行届為メニ、四五年以來馬船ノ備付モ無之儀ニ御座候、然ル処今般紛議中且不完全ノ船津ニモ不抱、突然旅人及牛馬ノ航通スル一般ノ船津ニ異ナラザル文言ノ揭示書御下附相成一同驚入候、斯ル上ハ已後深田村及土田村へ対シ追々ノ定約ニ基キ旅人ノ越立ヲ制止スル儀モ難行届乎ニ相成、将来双方ノ熟講上ニモ差支ヲ生シ甚タ迷惑仕候、加之ナラズ前陳之通り制限等モ無之其他種々実地不当之廉有之儀ニ付、速ニ事實御取糺ノ末一時航通御差止メ相成度、此段奉願候也

加茂郡太田村

惣代

明治廿年五月廿九日

渡邊 今次郎 ㊦

林 庄次郎 ㊦

太田警察署長

警部 荒川 學 殿

(割印)

前書之通願出事実相違無之候ニ付奥印候也

加茂郡太田村戸長 伊藤 成 親 ㊦

御願

加茂郡 深田村
加茂郡 太田村
可児郡 土田村

右三ヶ村合併渡船之儀ハ、過ル明治八年中区内往復便宜ノ為航通致シ旅人一切越立サルノ定約ヲ以願濟開業仕居候、然ルニ尔後深田村於テ右定約ニ違犯之廉有之、数度御県庁ノ御説諭ニ預リ内輪熟議ヲ以テ別紙之通双方連署上申仕置候処、尚又違約致シ間々旅人越立候儀ニ付、兎角両村ノ紛議難相止旁々以本村ヨリ再三御県庁、或ハ警察分署等へ上申之次第モ有之故ヲ以、最初ヨリ本年ニ至ル十ヶ年以上ニ及フモ他ノ渡船場ト違ヒ、明治九年本県甲第十六号御達ニ基キ、賃額揭示書之御下附モ出願不仕、且又十四年本県甲第八十九号川船取締規則第七條ニ據リ、夫々制限取究メ御認可ヲ受ケカタルノモ無之夫是紛議談判中ニ付、実ニ不規律ノ渡船場ニ有之、殊ニ新規開業ノ当時トハ違ヒ、目今ニテハ水勢モ大ニ変更致シ、甚タ危儉ノ愁ヒ不尠別シテ牛馬ノ如キハ實際越立不行届為メニ、四五年以來船ノ備付モ無之儀ニ御座候、然ル処今般紛議中且不完全ノ船津ニモ不抱、突然旅人及牛馬ノ航通スル一般ノ船津ニ異ナラザル文言ノ揭示書御下附相成一同驚入候、斯ル上ハ已後深田村及土田村へ対シ追々ノ定約ニ基キ旅人ノ越立ヲ制止スル儀モ難行届乎ニ相成、将来双方ノ熟講上ニモ差支ヲ生シ甚タ迷惑仕候、加之ナラズ前陳之通制限等モ

一金三錢貳厘 長持其他釣荷 壹荷 人夫共
右之通土民之無差別可差出事

明治十四年五月二日

岐阜県

諸道橋梁渡船賃ノ儀各種ノ賃額小場ハ勿論賃錢受取所へモ明瞭揭示可致、且賃錢受取方ニ付テハ時間ヲ費シ通行人之迷惑不相成様厚注意可為致、此旨布達候事

明治八年七月二日

内務卿 大久保 利通

右之通ニ候条可得其意候、猶大藏省明治六年五月七日御達之旨ニ照会シ警吏人タリ共、行旅ヲ留置候等之弊習無之様厚可心懸候事

岐阜県権令 小崎 利準

明治廿年六月六日

中川辺村惣代

矢島 伊三郎 ㊦

資料番号一七三四一七 太田・深田・土田三ヶ村渡船開業願書控

控

本月二十八日三ヶ村共有渡船之義ニ付上願仕置候処、該書面中不明了之廉々御尋問相成即左ニ及御答候

一加茂郡太田深田可児郡土田三ヶ村共有渡船之義ハ最初深田土田両村於テ出願候処、御県庁於テ当太田村ヲモ申合熟議之上出願可致旨之御説諭ニ基キ、即チ三ヶ村合併出願開業仕来候義ニ御座候

一右渡船之義ハ最初三ヶ村区内人民往復便利之為メニシテ、旅人ハ更ニ越立

サルノ約定文言ニ候処、其後事実之定約ニ基キ明治十年三月更ニ熟議ヲ遂ケ区内農人馬之外更ニ越立サル定約仕候

一別紙上願書末文ニ一時航通御差留云々ト書上候、精神ハ農人馬之外越立サルノ渡船ニ付、普通他ノ一般船津ノ如キ賃額揭示書ノ御下附ヲ出願セサルハ勿論川船取締規制ニ仍リ制限取極メ御認可ヲ受ク可キモノニ無之義ト心得居候処、今般突然右揭示書御下附相成契約履行ニ差支ヲ生シ候義ニ付、揭示書御引揚之義県庁へ出願及候間、御許可相成候迄之処、一時航通御差留出願候主意ニ有之候

右之通ニ御座候也

加茂郡太田村

惣代

明治二十年五月

渡邊 今治郎
林 庄治郎

太田警察署長

警部 荒川 學 殿

資料番号一七三四一八 太田・深田・土田合併新渡船場に関する願書

御願

三ヶ村合併新渡船場ニ係ル願置御經由初ヲ願上候処事実相違之廉有之候間、一時却下被下度候也

明治廿年五月三十日

太田村惣代

林 正次郎

加茂郡長 錦見 貫一郎 殿

別紙渡船其筋へ出願致候義、御經由相成候者也

明治廿九年七月廿一日

太田町長 吉田裕太郎

太田警察署 御中

〔朱書〕
「特文」

一 聯合渡船之儀ニ付、土田村へ照会按

〔朱書〕
「乙廿三〇〇号」

兼テ御協議申上置候ハ三町村聯合渡船之儀ニ付、太田警察署ヨリ嚴重督促ノ次第モ有之最早難捨置、於而ハ口ニ申上候通り無賃渡船ノ占拠ニヨリ出願之儀ハ到底御同意相成ラサルモノヤ此者へ直チニ御回報有之度、此段及御照合候也

加茂郡太田町長 吉田 裕太郎 代理

助役 林 金太郎

明治廿九年七月十九日

可兒郡土田村長 長ヶ瀬 右馬次郎 殿

右之通り取調候処相違無御座候也

右村

人民惣代

明治二十年六月三日

所 円太郎 印

加茂郡太田村

船頭惣代御中

資料番号一七三四一五 太田町・土田村聯合渡船業に関する照会

明治廿九年六月一日

主任 林助役 印

町長 印

書記 印

一 聯合渡船業ニ関シ照会ノ件

貴村及深田村聯合渡船業ニ関シ、去月廿弐日林助役出頭ノ上両三日中ニ御確答可相成様御約束致置候処、未夕何等之貴答ヲ得ス、右ハ如何相成候者也、折返シ何分ノ御回報煩シ度、此段以特使及御照会候也

廿九年六月一日

太田町長

土田村長殿

資料番号一七三四一四 加茂郡下吉田村渡船賃銭取調書

渡船賃銭取調書

加茂郡

下吉田村

飛驒川渡船

賃銭

金 八 厘 人耆人

金壹銭六厘 馬耆疋口附共

金壹銭二厘 両掛其他耆人持荷物耆荷人夫共

金三銭二厘 長持其他釣物耆荷人夫共

右之通り取調候処相違無御座候也

右村

人民惣代

明治二十年六月三日

所 円太郎 印

加茂郡太田村

船頭惣代御中

資料番号一七三四一六 加茂郡中川辺村渡船賃銭取調書

明治廿九年六月一日

主任 林助役 印

町長 印

書記 印

一 聯合渡船業ニ関シ照会ノ件

貴村及深田村聯合渡船業ニ関シ、去月廿弐日林助役出頭ノ上両三日中ニ御確答可相成様御約束致置候処、未夕何等之貴答ヲ得ス、右ハ如何相成候者也、折返シ何分ノ御回報煩シ度、此段以特使及御照会候也

廿九年六月一日

太田町長

土田村長殿

資料番号一七三四一六 加茂郡中川辺村渡船賃銭取調書

飛驒川筋

美濃国加茂郡中川辺村

渡船賃銭

金 八 厘 人耆人

金壹銭六厘 馬耆疋口附共

金壹銭貳厘 両掛其他耆人持荷物 耆荷人夫共

遭遇スルノ恐アルノミナラス、近来水勢激変一層ノ危険ヲ感シ加之少量出水ノ場合ハ勿論、平時ニ於テモ多クハ本町地先ヨリ渡船セサル可カラザル不便有之候ニ付、寧口前記ノ如キ危険及ヒ不便ノ場所ヲ避ケ、当町地先ニ於テ渡船場ヲ設ケ従前ノ旨趣ニ基キ出願可致様関係村々へ協議致候ヒシニ、到底便利渡船トシテ一定ノ賃銀ヲ申受ケサルニ於テハ、維持無覚束ニヨリ同意ヲ表シ難キ由ニ候間、当町单独ニテ隣接町村便利ノ為メ且本町ノ繁栄ヲ企図スル為メ別紙絵図面ノケ所ニ於テ無賃渡船場開設致度別紙関係書類相添此段相願候也

明治廿九年七月十九日 加茂郡太田町長 吉田 裕太郎 印

岐阜県知事 樺山 資雄 殿

事項書

- 一出 願 者 加茂郡太田町
- 一河川ノ名称及場所 木曾川筋太田町字中町地先
- 一常水及川留ノ程度 常水ハ水量標〇川留ハ同式合
- 一上流太田町渡船場へ九丁下流加茂郡取組村渡船場へ一里
- 一常 備 船 数 壹艘
- 一賃 錢 ナシ
- 一舟夫ノ乗員 二名
- 右之通

太田町会第九回議事録写

明治廿九年七月八日午後第七時土田深田及ヒ本町三ヶ町村聯合渡船ノ儀ニ付町会ヲ開ク

出席委員

- 林小一郎 福田治助 猪子善兵衛
- 林岩左衛門 吉田久左衛門 兼松欽次郎
- 平川徳太郎 高井春三

不参議員

- 林富三郎 鳥井菅根 松井熊次郎

一可児郡土田村加茂郡深田村及ヒ本町ノ三ヶ町村聯合渡船ノ儀、去ル明治廿二年本県令第五十号発布ノ際、継続營業出願セサルニヨリ効力ヲ失シタル趣、太田警察署ヨリ談合有之候ニ付、右両村へ交渉ノ上従前ノ方針ニヨリ無賃渡船出願セントセシニ両村共之ニ応セス、付而ハ本町单独ニテ有出願ノ手續取計被可相成議決アリタシ

右異議ナク单独出願スルニ可決ス

右議決ノ顛末ヲ記録シ并、確正ナルヲ証スル為、爰ニ記名捺印ス

明治廿九年七月廿日午後第十時

- 太田町会議長 吉田裕太郎
- 同 議員 兼松欽次郎
- 同 同 平川徳太郎

明治廿九年七月一八日夕 主任 林 助役 印

資料番号一七三四―一三 便利渡船出願に関する一札

明治廿九年七月廿一日

一便利渡船出願經由方ノ件

(朱書)

「乙第三〇二号」

岐阜県知事 樺山資雄殿

可児郡土田村

一舟夫ノ乗員

二名

右ノ通り

事項書

一 営業人 族籍 職業 氏名 年齢

岐阜県加茂郡太田町百四十二番地

平民農 林 岩左衛門

五十五年六月

同 県同 郡同 町三百四十番地

平民農 林 勇次郎

三十五年四月

一 河川ノ名称 場所及街道名

木曾川筋沿岸加茂郡太田町字中町太田新道

一 常水量及川留ノ程度

常水ハ水量標〇川留ハ同二合

一 上下流ノ渡船場ノ距離

上流太田渡船場へ拾丁、下流加茂郡取組村渡船場へ一里

一 常備船

壹艘

一 賃銭

金 五 厘 人 壹 人

金 七 厘 人力車 壹 輪 人 夫 共

金 壹 錢 牛馬 壹 頭 口 附 共

金 壹 錢 五 厘 荷車 壹 輪

金 壹 錢 五 厘 釣荷人 夫 共

対岸地可児郡土田村へ交渉致候処、荏苒トシテ回答ナク、為メニ旅人ノ通行甚夕不便ニ付、不止得出願仕候也

資料番号一七三四一―二 便利渡船許可願

(朱書)「授第一九一九号」

別紙便利渡船願七月廿一日付、進達方御申出候ニ付進達候処、右ハ規則ニ據リ営業スルモノニ無之ニ付、受理セラルヘキモノニ無之旨ヲ以テ返戻相成候條、及御回送候也

明治廿九年八月十日

太田警察署 印

太田町役場 御中

(朱書)「乙第三〇三号」

便利渡船許可願

去ル明治八年八月中可児郡土田村加茂郡深田村及ヒ本町ノ三ヶ町村聯合ノ上隣接町村往復便利ノ為メ渡船場設置御許可相成居候処、其後明治廿二年七月県令第五十号御発布有之候得共、便利渡船ノ儀ニ有之候間、継続出願ノ手續ニ及バサル事ト存居候処、今回太田警察署ヨリ御談ノ趣モ有之願上候、尤モ従来ノ渡船場ハ隣村深田村地先ニ設置有之候処、同村ハ木曾川通字大濤ナル有名ノ險所ヲ距ル上流僅ニ一二丁ニシテ、若シ一棹ヲ過ツハ非常ノ不幸ニ

資料番号一七三四一〇 太田町渡船営業願に関する承諾書

承諾書

木曾川筋太田町字中町地先ニ於テ渡船營業ヲ開始スル事

右承諾候也

明治廿九年八月十六日

加茂郡太田町長 吉田 裕太郎 印

御願

私共々同今回渡船營業仕度候間御許可被成下度、別紙事項書并ニ図面相添候、此段奉願候也

岐阜県加茂郡太田町

明治廿九年八月十六日

林 岩左衛門 印
林 勇次郎 印

岐阜県知事 樺山資雄殿

事項書

一 營業人

岐阜県加茂郡太田町百四十二番地

平民農 林 岩左衛門

五十五年六月

同 県同 郡同 町三百四十番地

平民農 林 勇次郎

三十五年四月

一 河川ノ名称・場所及街道名

木曾川沿岸加茂郡太田町字中町太田街道

一 常水量及川留ノ程度

常水ハ水量標〇川留ハ同ニ合

一 上下流ノ渡船場ノ距離

上流太田渡船場へ拾町、下流加茂郡取組村渡船場へ壹里

一 常備船

壹艘

一 賃錢

金 五 厘 人耆人

金 七 厘 人力車耆輪人夫共

金 壹 錢 牛馬耆頭口附共

金 壹 錢 五厘 荷車耆輪

金 壹 錢 五厘 釣荷人夫共

一 舟夫ノ定員

二名

右之通り

理由書

対岸地可児郡土田村へ交渉致候処、在苒トシテ回答ナク、為メニ旅人ノ通行甚夕不便ニ付、不止得出願仕候也

資料番号一七三四一〇一 太田町・土田村渡船營業願書

御願

私共々同今回渡船營業仕度候間、御許可被成下度別紙図面及事項書相添へ、此段奉願候也

明治廿九年八月十六日

加茂郡太田町

林 岩左衛門

林 勇次郎 印

当町ニ於テハ元來便利渡船ノ儀ニ付、事實不便ナル現今ノ渡船起点ヲ更定シ、無賃ニテ越立方繼續ノ儀及協議候得共、右ニケ村於テハ更ニ同意仕ラス、且却テ兩村協同所ニ於テ、渡船營業出願可致哉ノ趣相聞候、然レシテ右渡船ノ儀ハ最初設立ノ際、深田村地内ヲ以テ起点ト相定メ候ヨリ、自然深田渡船ノ名称アルモ、元來該村ヨリ当太田町地内へ廻リ夫ヨリ漸クニシテ渡船シ得ル次第ニテ、殊ニ少シニテモ出水ノ節ハ深田地内ヲ以テ渡船起点トスルノ難相成候付、当町字下町ヲ起点トナシ、其レヨリ一層多ク上流ニ廻リ只タ小數ノ人員ヲ限り多分ノ時間ヲ費シ辛シテ越立候儀ニシテ、毎年初夏ノ候ヨリ立秋ノ頃迄ハ常ニ出水勝ニシテ、十中ノ八九ハ右ノ如キ不便利ヲ実見スル儀ニモ有之、且又平生減水ノ節ハ深田村地先ニ有之候一ノ瀬、大濤（通称）等ノ岩右突出シテ、水勢却テ激烈ヲ加ヘ、渡船上危険ノ恐レ不少サル次第ニ付、到底同町ニ於テ一般ノ渡船業ヲ為シ得ヘキ地勢ニハ決シテ無之儀トモ被存候、然レモ万一御許可相成候上ハ、右兩村協同（此件ハ既ニ前例アリ）シテ東西ヨリ土地不案内ナル旅人ヲ誘導渡船セシメントスルハムルハ必然ノ儀ニ有之、然ル上ハ当町ハ中仙道ノ要路ニシテ郵便線路ヲ初メ總テ官定ノ道路線ハ当町ヨリ可兒郡今渡村ニ達スルハ本道ニシテ、素ヨリ便宜ナルニモ拘ハラズ、忽チ旅人ノ通行ヲ減シ連担各戸ノ營業者ハ自然生計ノ道ヲ失シ、遂ニハ四離滅裂一町ノ体面ヲ成ス能ハサル悲境ニ沈淪スルハ目前ノ一乎ト被存候、果シテ然ラハ万一二モ右渡船御許可ノ上ハ公利公益ナクシテ旅人ヲ危険ノ域ニ迷ハスノ元因トモ相成、又タハ本町ニハ大疲弊ノ基ヲ醸ス次第ニシテ、且ツハ將來如何ナル理由ヲ付シテ上願スル者有之トモ、前陳ノ如ク深田、土田兩村ノミヲ以テ實際渡船シ得ル場所ニモ決シテ無之候間、何卒事實篤ト御調査ノ上、將來御許可無之様致シ

（付紙）

「度右御参考迄ニ及上申置候也

明治廿九年九月廿五日

加茂郡太田町長 吉田 祐太郎代理

助役 林 金太郎

岐阜県警察部長 高津雄介殿

以上二様ノ上申ヲキス

度人民惣代連署ヲ以テ御参考迄ニ及上申置候也

加茂郡太田町

明治廿九年九月廿五日

鳥居 菅 根

猪子 善兵衛

林 富三郎

兼松 欽次郎

林 小一郎

高井 春 三

林 岩左衛門

吉田 久左衛門

平川 徳太郎

福田 治 助

松井 熊次郎

岐阜県知事 樺山資雄殿

右上申之趣事實相違無之候也

加茂郡太田町長 吉田祐太郎代理

明治廿九年九月廿五日

助役 林 金五郎

資料番号一七三四一〇七 聯合渡船に関する土田村へ回答書

明治廿九年九月廿八日

主任 林助役 ㊦

一 聯合渡船之儀ニ付、土田村へ回答案

〔^{朱書}乙第四二〇号〕

拝啓 過日ハ渡船之儀ニ付遠路態々御光来被下奉謝候、就而ハ一昨日議員ヲ召集シタル処、少数之出席者ニシテ遂ニ協議難出来、止ヲ得ス退散ヲ告ゲタル次第ニ付、本日結局ノ御確答難相成、其□□ナラス御了知有之度、何レ更ニ議員ヲ召集シ、協議相経リ次第、左右御通牒可申上候間、宜ク御承知置有之度態夫ヲ以テ此段御照会及候也

明治廿九年九月廿八日

太田町助役 林金太郎

可児郡土田村

聯合渡船委員

金子 万次郎 殿

佐橋 兼五郎 殿

資料番号一七三四一〇八 聯合渡船に関する土田村からの上申書

明治廿九年九月廿五日

主任 林助役 ㊦

一 聯合渡船ニ関スル上申書經由方照会之件

〔^{朱書}乙第四一五号〕

深田土田及本町聯合渡船ニ関シ別紙上申書町民惣代ヨリ事出候間、經由方宜

ク御取斗有之度候也

明治廿九年九月廿二日

太田町助役 林 金太郎

太田警察署

警部 廣長本光 殿

参考 本議ヨリ警部長殿ノ書面ハ同日直接今度為ヲ各送ス

拝啓前甫御集會之節、大要御決定相成候、上■申書別紙ニ相認メ高覽ニ供シ候条、右ニテ可然哉、又ハ御意見モ有之候ハ、御附義ノ上御返戻有之度候也

廿九年九月廿四日

林 助役 ㊦

町會議員

御中

㊦㊦㊦㊦

上申書

可児郡土田村

加茂郡深田村

同 郡太田村

右三ヶ町村ノ協同タル深田渡船場ノ儀ハ素ヨリ近隣町村ノ人民而已便宜ノ為メ越立、旅人一切渡船仕ラサル民約ヨリ成立シ曾テ御許可ヲ蒙リ是迄実行罷在候処、今回太田警察署ヲイテ一定ノ賃錢ヲ以テ渡船ヲナス上ハ一般ノ渡船營業規則ニヨリ許可ヲ受ケザレハ、違法ノ儀ニ付停止候旨嚴重ノ御達ニヨリ

二而木曾川中流之二個ノ巨岩存在シ、**■**上方ニアルヲ太田ノ大岩ト称シ、又下方ニアルモ本町地内ニハ有之候へ共、深田村の接近セル箇所ニ存在スル**■**ヲ深田ノ大岩ト俚称シ来り候へ共、是レ恰も濃信境界ニ位スル惠那山ヲ指シテ大井ノ惠那山ト俗称スルカ如クニシテ二個トモ巨岩トモ等シク太田ノ大岩ト称セル彼此混俚同識別シ難ク候故、便宜上**■**一方ニ深田ノ名称ヲ冠ラシトシ定ノ上ニ候、依テ茲之該境界ハ去ル明治八年改租ノ際、両村立会ノ上判定実測シ之ニ基キ、明治十九年土地整理ノ件、調製進達シ目今□□□太田収税署ニ現在セル**■**字絵図ヲ式葉及太田深田両巨岩ノ位置ヲ示セル略図一葉相添為御参考具申候也

渡船場ニ関スル具申書 壹通

右御經由有之候者也

廿九年十月廿四日

太田町長 吉田 裕太郎 印

太田警察署長 廣永 本光 殿

具申書

加茂郡深田村山口金五郎外三名ヨリ出願候、木曾川筋渡船場ノ儀ハ、深田村地先ニ候旨、上申候趣ニ候得共、該所ハ全ク本町地内ニ有之且相違無之此々ニ出願人等ハ河流ノ中身ニ元立セル一ノ巨岩ヲ以、俚俗深田ノ大岩ト称スルヲ機トシ牽強附会シ空漠タル名称ヲ、二モ右ノ巨岩ヲ以テ本町トノ深田村トノ境界ナル由、申立候得共、別紙絵図面ニ示シ候如ク本町地先ニハ木曾川ノ中流ニ二個ノ巨岩存在シ、上方ニアルヲ太田ノ大岩ト称シ、又下方ニアルモ本町地内ニハ相違ナキモ深田村ニ近キ箇所ニ存在スルヲ以テ俚俗深田ノ大岩ト称シ来候、是レ恰も濃信ノ境界ニ位スル惠那山ヲ指シテ大井ノ惠那山ト称スルカ如ク、一ノ便宜ヨリ出タル名称ニ有之候、依テ茲ニ両村境界及渡船場

巨岩ノ存在セル位置ヲ判明ナラヌムル為メ、去ル明治八年改租ノ際両村立会ノ上判定シ実測シ、猶又之ニ基キ明治十九年両村ヨリ調製進達シ目今太田収税署ニ現在セル字絵図謄本式葉、及ヒ渡船場巨岩ノ位置ヲ示セル略図一葉相添為御参考具申候也

明治廿九年十一月

加茂郡太田町長 吉田 裕太郎

※¹ **■**甚タ謂ハシナキ義ニシテ**■**右巨岩本町地内**■**アルハ一目

ノ義ニ有之、則チ**■**其ノ証□シテ

※² ●村長及ヒ地主惣代立会**■**実測ノ御調製シタル両村字絵図シテ目今太田収

税署ニ現在スル者●

具申書

加茂郡深田村

山口金五郎

外一名

右之者ヨリ願出候深田渡船ノ儀ハ、如何ナル理由ヲ付スルモ深田土田両村ノ対岸内ニテハ水勢激烈ニシテ、決シテ渡船シ得ヘキ場所無之、實際ノ航路ハ太田土田ノ対岸内ニ有之候ハ一目瞭然タル儀ニ御座候、然ルニ今回対岸ナル当町トノ協議ヲ遂ケス關係ナキ深田村ノ当業者等ヨリ当町地内ニ於テ、猥リニ渡船場ヲ設ケ及上願候ハ甚タ以テ謂レナキ儀ト被存候、就テハ何卒事實御取糺ノ上願書却下相成度別紙絵図面相添御参考迄ニ及具申候也

明治廿九年十月廿四日

加茂郡太田町長 吉田裕太郎 印

太田警察署長警部 廣長 本光 殿

一 北岸深田村ノ方ハ、旧中山道ヨリ巾二尺程ノ細口(徑カ)ヲ通ジアリ、足場ハ岩地傾斜加フルニ勾配危急老幼又ハ夜間雨天等ニハ昇降危険ノ処アリ

二 南岸土田村地勢ハ二十余間ノ場所ハ大石河原ニシテ一ノ特定セル足場并ニ通路ナシ

一 河身ノ状態

上流松ヶ瀬ヲ去ル百余間ニシテ水勢稍緩ナルモ、下流五十余間ニ到リ、南方ニ屈曲奔流シテ水勢再急激トナル(俗ニ一ノ瀬ト称ス) 出願ノ箇所ハ平水量四尺余ニ合ヲ踰ルルハ深田大岩ヲ沈ム

一 町村ノ境界

出願者ノ実地ニ付、証明スル処ニヨレハ、川ノ中流ニ元立セル、俗称深田岩ト唱フル岩石ヲ河身ニ於ケル太田町トノ境ナリトシ、從テ此岸発船場所ヨリ三四間上方ノ辺ヲ町村ノ界トスル旨ヲ正タリ

立会者太田町長吉田裕太郎ハ太田町字光徳ト隣地ナル深田村地内トノ間ニ小路アリ、三ヶ町村ノ境界トシ当該町ヨリ正南ニ見通セルケ所、即深田大岩ヨリ下流十余間(出願起点地此ノ囲中ニアリ)ノ位置ヲ境トナスニアリ、其理由トスル処二十年ニ調製セル図面ニ依テ証明スト云ニアリ、但シ一見正當ナルモノ、如シ

一 水量標

建設ノ予定位置ニ不都合ヲ見ス

一 渡船場地勢ノ適否

平水航路附近ニ岩礁アルノミナラス、下流一ノ瀬ノ難アリ、特ニ深田村地先ニ於テハ、旧中山道ノ度道数丁ノ処、全ク公衆通行ニ不便ナルニ加ヘ、対岸土田村地先壘土大石河岸一定ノ通路ナシ、仮令兩岸通路ノ如キハ之ヲ修築スルト仮定スルモ、河身已ニ公衆ノ渡船上安全ヲ認めサルモノナリ

右之通

資料番号一七三四一〇六 新渡船營業願に関する願書

具申書

加茂郡深田村山口金五郎外三名ヨリ出願候木曾川筋渡船場ノ儀ハ、深田村地先ニ候旨上申候趣ニ候ヘ共、該所ハ全ク本町地内ニ有之、且出願人等ハ河流ノ中身ニ元立セル一ノ巨岩ヲ俚俗深田ノ大岩ト称スルヲ機トシ、牽強附会ニモ右ノ巨岩ヲ以テ本町トノ境界ナル由申立候ヘ共、別紙繪図面ニ示候如ク、本町地先ニハ、木曾川ノ中流ニ二個ノ巨岩存在シ、上方ニアルヲ太田ノ大岩ト称シ、又下方ニアルモ本町地内ニハ相違ナキモ深田村ニ近キ箇所ニ存在スルヲ以テ俚俗深田ノ大岩ト称シ来候、**■**是レ恰モ濃信ノ境界ニ位スル惠那山ヲ指シテ大井ノ惠那山ト称スルカ如ク、一ノ便宜ヨリ出タル名称ニ有之候、依テ茲ニ兩村境界及渡船場巨岩ノ存在セル位置ヲ判明ナラシムル為メ、去ル明治八年改租ノ際、兩村立会ノ上判定実測シ之ニ基キ、明治十九年兩村ヨリ調製各村進達シ、現今太田収稅署ニ現在セル字繪圖謄本式葉及渡船場巨岩ノ位置ヲ示セル略圖一葉相添為御參考具申候也

町長

警部長

※河流ノ片自之元立セル一ノ巨岩ヲ

○牽強附会 俚俗

具申書

加茂郡深田村山口金五郎外二名ヨリ出願御座候木曾川筋渡船場ノ儀ハ、深田村地先ニ有之シテ候旨、具申候趣ニ候ヘ共、同村現岸ハ木曾川ノ激流岸ヲ嚙ムヲ奔流シ到底船船ノ発着ニ便宜ノ今所口之該所ハ全ク本町地内ニ有之、且出願人等ハ深田ノ大岩ヲ称スルヲ機トシ○右ノ巨岩ヲ**■**本町トノ境界境界ナル趣**■**ノ由ヲ申立候ヘ由申立候ヘ共、別紙繪図面ニ示候如ク、本町地先

岐阜県知事 樺山資雄 殿

資料番号一七三四一〇五 新渡船営業願に関する願書

(付紙)

「別紙御一覽之上、此回之御返戻召之度候也

十一月一日

広長 (太田警察署長)

具申書

可児郡土田村

加茂郡深田村

真田様

渡船営業願書進達ノ件

右二ヶ村ノ当業者ヨリ今回及上願候、深田村渡船ノ儀ハ如何ナル理由ヲ付スルモ其実同村地内ニ於テハ水勢激烈ニシテ危険ノ恐れ不少、決シテ渡船シ得ヘキ場所ニ無之、只タアル事情ノ為メ強ヒテ渡船起点地ヲ本町トノ境界ニ設クルニ止ル儀ニシテ、實際ノ船路ハ太田町土田村ノ対岸内ニ有之候トハ、実地ニ就テ御調査アラハ明白ノ儀ニ有之、然ルニ今般些々タル感情ノ為メニ正シキ対岸地タル当町ト協議ヲ遂ゲス、右両村ノ当業者ヨリ殊更ニ対岸合同ノ形式ヲ成シテ上願スルモ、前陳ノ如ク有名無実ノ儀ニ付、何卒事案篤ト御取糺ノ上、御許可無之様致シ度、此段御参考迄具申及ヒ候也

美濃国加茂郡太田町

明治廿九年十月

鳥居 菅 根

猪子 善兵衛

林 富三郎

兼松 欽次郎

林 小一郎

高井 春 三

林 岩左衛門

吉田 久左衛門

平川 徳太郎

福田 治 助

松井 熊次郎

深田村山口金五郎外三名出願ニ係ル木曾川筋渡船営業ノ場所ハ明治十八年中、兼テ渡船許可相成タル儀モ有之ヤノ趣ニ候処、爾後河身ニ変遷ヲ生セシモノカ出願渡船起点地(深田村ノ方位) 上流僅六七間ヲ距リ、三個ノ巨岩突出シ(一ヲ深田岩、一ヲ太田岩、一ハ無名岩) 加之下流一ノ瀬ト称スル難瀬ニ接シ(尚下流一丁余ニ大濤・可児合ノ難所アリ)、平水時ト雖、渡船困難、若一朝出水ニ際セハ到底同村地先ニ於テハ越立難相成勢太田町地先ニ遡リ渡船セサルヲ得ス、然ルニ右出願起点地スラ太田町地内ナル趣、同町役場ハ主張シ居候程ノ場合ニ有之ハ逆も太田町地先ニ於テハ営業セントスル如キ八萬望ムヘカラサル次第ニ有之候、仮リニ起点地全然深田村地先トスルモ、前記ノ場所如ク地勢渡船営業不適當ノ場所ト相認メ候ヘト、出願人ノ申出ニ任セ、別紙願書及進達候也

明治廿九年十月三十日

太田警察署長「印」

警部長殿

取調書

加茂郡深田村山口金五郎外三名ヨリ木曾川筋ニ於テ、可児郡土田村ニ渡ルヘキ渡船場新設営業願出ニ付、実査セシ状況左ニ
一 船舶発着ノ位置

事項書

一 營業人

岐阜県加茂郡太田町百四十二番地

平民農 林 岩左衛門

五十五年六月

同 県同 郡同 町百四十番地

平民農 林 勇次郎

三十五年四月

一 河川ノ名称場所及街道名

木曾川、沿岸加茂郡太田町字中町太田新道

一 常水量及川留ノ程度

常水ハ水量標〇川留八同二合

一 上下流ノ渡船場ノ距離

上流太田渡船場へ拾町 下流加茂郡取組村渡船場へ一里

一 常備船

老艘

一 賃銭

金 五 厘 人 老 人

金 七 厘 人 力 車 老 輪 人 夫 共

金 壹 銭 牛 馬 老 頭 口 附 共

金 壹 銭 五 厘 荷 車 老 輪

金 壹 銭 五 厘 釣 荷 人 足 共

一 舟夫ノ定員

二人

右之通り

資料番号一七三四一〇三 太田町新渡船に関する具申書

具申書

可児郡土田村

加茂郡深田村

右二ヶ村ノ当業者ヨリ今回及上願候深田村渡船ノ儀ハ、如何ナル理由ヲ付スルモ、其実同村地内ニ於テハ水勢激烈ニシテ危険ノ恐れ不少、決シテ渡船シ得ヘキ場所ニ無之、只タル事情ノ為メ強ヒテ渡船起点地ヲ本町トノ境界ニ設クルニ止ル儀ニシテ、實際ノ船路ハ太田町土田村ノ対岸内ニ有之候事ハ、実地ニ就ヒテ御調査アラハ明白ノ儀ニ有之候、然ルニ今般些々タル感情ノ為メニ、正シキ対岸地タル当町トノ協議ヲ遂ゲス、右両村ノ当業者ヨリ殊更ニ対岸合同ノ形式ヲ成シテ上願スルモ、前陳ノ如ク有名無実ノ儀ニ付、何卒事実篤卜御取組ノ上、御許可無之様致シ度別紙絵図面相添、此段御参考迄及具申候也

加茂郡太田町

鳥居 菅 根

猪子 善兵衛

林 富三郎

兼松 欽次郎

林 小一郎

林 岩左衛門

平川 徳太郎

高井 春 三

福田 治 助

吉田 久左衛門

松井 熊次郎 印

資料番号一七三四一〇一 新渡船受負契約書

封筒(表)

新渡船受負契約書

封筒(裏)

岐阜県加茂郡太田戸籍役場

保証人 渡 邊 安五郎 ㊟
同 郡同 町

同 板 津 清士郎 ㊟

加茂郡太田町長 林 金太郎殿

㊟ (収入印紙)

契約証

加茂郡太田町字中町 (可児郡土田
村ニ通ス) 渡船場

一金五円也

資料番号一七三四一〇二 新渡船營業願書

加茂郡太田町字中町地先木曾川筋ニ於テ渡船營業ヲ開始スル事

右承諾候也

但 自明治三十四年十一月一日 満一ケ年間渡船營業受負金
至同 三十五年十月三十一日

納附期限

明治三十五年三月廿日 限各半額宛

同 三十五年十月廿日

御願

明治廿九年八月 日 加茂郡太田町長 吉田 裕太郎 ㊟

一本町ノ住人ハ往復渡船賃老人ニ付金七厘ノ外如何ナル場合ト

雖モ一切請求スルコトヲ得ス

右之通満一ケ年間渡船營業請負之儀御許可相成候ニ就テハ、堅ク契約ヲ遵守

シ、聊力異議申出問敷候、依之保証人連署差入申契約書如件

明治三十三年十一月一日

㊟

加茂郡太田町

受負人 長谷川 小三郎 ㊟

同 郡同 町

同 渡 邊 源太郎 ㊟

同 郡同 町

岐阜県知事 樺山 資雄 殿

私共々同今回渡船營業仕度候間、御許可被成下度別紙図面及事項書相添候此
段奉願候也

岐阜県加茂郡太田町

明治廿九年八月 日 林 岩左衛門 ㊟

林 勇次郎 ㊟

木曾川渡船に関する研究(二)

村瀬英彦

平成二一年度に引き続き美濃加茂市民ミュージアムが収蔵し、みのかも文化の森のホームページの館蔵資料検索の「歴史資料」の目録にある木曾川の「渡船」に関する史料の翻刻をおこなった。今回は「歴史資料」番号のうち一七三四、一七三五、一七三七、一七四一、一七四二、一六八七の翻刻を行い紹介する。

史料の種類は渡船の契約書、新渡船営業願書、県庁への具申書などである。分類に関しては一点の史料に番号を付し登録したものと渡船に関するものを一括してまとめて登録したものとがある。一括で登録したものは全てが関連したものではなく、それぞれに枝番号が付ければ、整理する段階で散逸しないようにまとめたものと思われる。今回の翻刻で、ホームページの目録だけではわからないそれぞれの史料の比較研究が可能となった。渡船を通して、僅かであるが近代初期におけるこの地域の行政機関の関係や地形的な環境を明らかにすることができた。また、直接渡船と関係ないが、山の木の伐採や木曾川の流水を留める土田杭の設置により洪水が頻繁に起こったと報告するものも含まれており、この地域の木曾川の環境を知る手がかりとなる。

最後になりましたが、今回の調査にご協力いただいた関係者の方々に心よりお礼申し上げます。

(むらせ ひでひこ 美濃加茂市民ミュージアム 学芸員)

凡例

1. 史料は美濃加茂市民ミュージアムが管理する歴史資料の番号、資料名称と簡単な表題をつけた。
2. 収録にあたっては、史料の体裁を尊重しつつも、解読の便宜を図るため、次のように扱った。
 - A. 漢字は常用漢字表にしたがって表記した。史料に記載された文字が常用漢字表にないものを優先して用いた。地名、名称などについては、史料の記載にしたがって異体字などを用いたものもある。
 - イ. 変体仮名は原則として平仮名に直した。但し、者(Ⅱは)、江(Ⅱえ)、而(Ⅱて)、而已(Ⅱのみ)が助詞として用いられている場合は、そのまま用いた。
 - ウ. 併せ字のうちち(より)、一(こと)、片(とき)、片(とも)はそのまま用いた。
 - エ. 繰り返し記号は、漢字は「々」、平仮名は「ゞ」「ゞ」、片仮名は「ゝ」「ゞ」、二字以上の場合は「く」を用いた。
 - オ. 誤字の場合、正字が明かなものは()を付して正字を、正字が推定できるものは(○カ)、正字が推定できないものは(マ)と注記した。
 - カ. 脱字・衍字の場合には、(○脱)・(○脱カ)・(衍)・(衍カ)と注記した。
 - キ. 史料に掲載されているルビ・返り点・傍点・傍線は、史料の通り表記した。また、判読を助けるために、適宜読点、並列点などを付した。文中にすでに用いられている句点は、便宜上読点に改めた箇所もある。
 - ク. 表紙は、「」で囲み、(表紙)と注記し、本文の前に、裏表紙は表紙に準じ(裏表紙)と注記し、本文の後に表記した。
 - ケ. 欠字は一字、平出は二字あけとした。
 - コ. 虫損などにより判読できない場合は、一字分□を記し、字数が判明しないものは□□で表記した。
 - サ. 宛字はそのまま用い、初出のみ()で注記した。
 - シ. 割印は(割印)と表記した。また、写しなどの場合には、史料の記載により、「印」と表記した。
 - セ. 史料の記載に応じて活字の大きさや行間を変更したものがあつた。
 - ス. 欄外の記述はその箇所に※印を付し、本文の後に表記した。
 - ソ. 綴り込み(綴り込み)書付は、「」をつけて表記し、*でその位置を示した。
 - タ. 朱書などは、「」で囲み、(朱書)と注記した。
 - チ. 抹消文字は、左に「ミ」を記し、訂正文字がある場合は、右側に記した。また抹消のため判読できない文字で、字数が判明するものは一字分■を字数分記し、字数が判明しないものは(この部分抹消)と表記した。

美濃加茂市民ミュージアム 紀要

第10集

2011年（平成23）3月発行

編集・発行

美濃加茂市民ミュージアム

岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1(〒505-0004)

TEL 0574-28-1110 / FAX 0574-28-1104

<http://www.forest.minokamo.gifu.jp/>

印刷 有限会社 永田印刷